

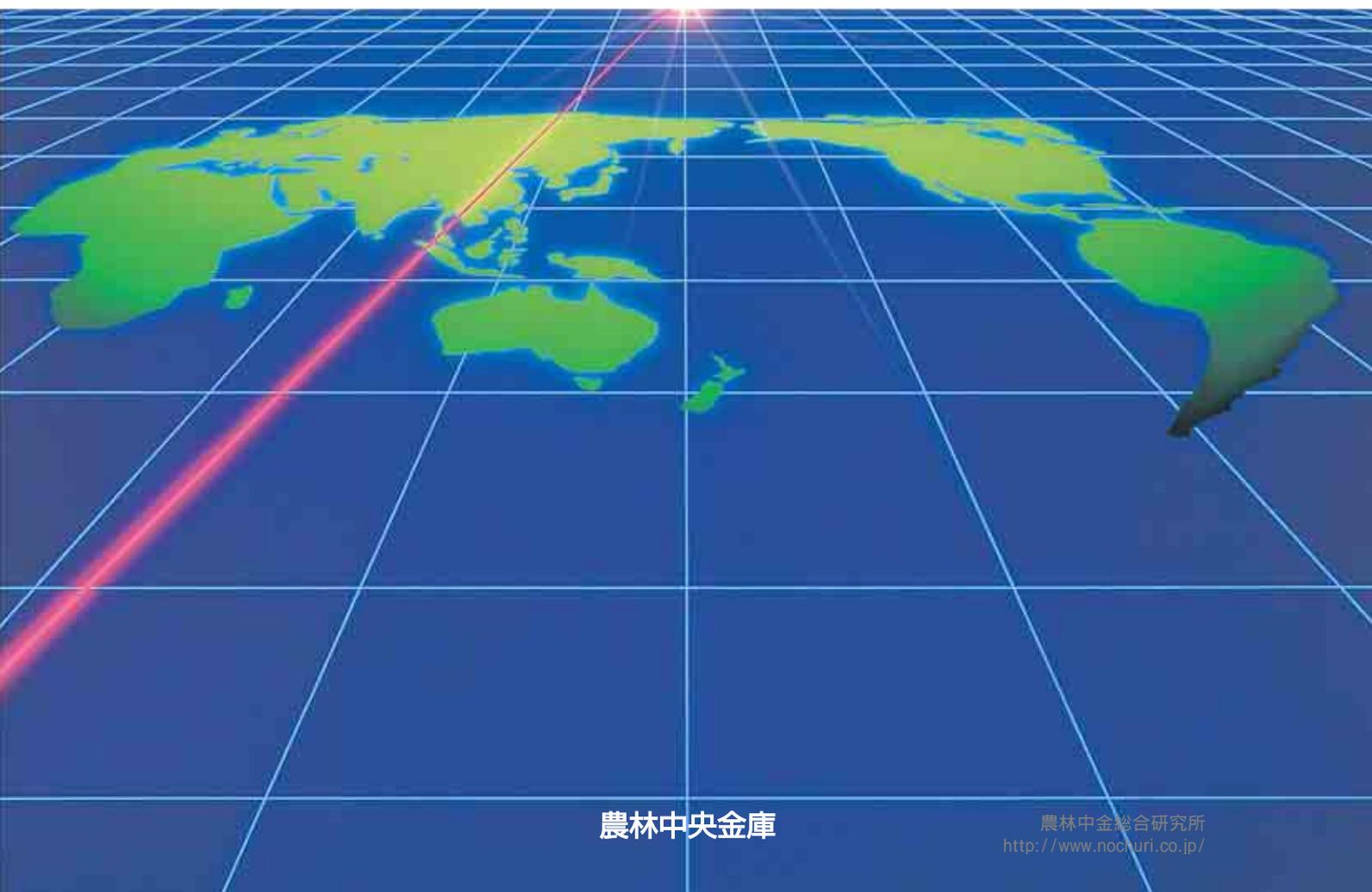
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2016 **1** JANUARY

2016年経済・金融と日本農業の展望

- 2016年の国内経済金融の展望
- 個人リテール金融における注目点
 - 日本農業の現状と見通し
- TPPの日本農業への影響と今後の見通し



「アベノミクス」4年目の審判

2012年12月26日に発足した安倍内閣は、昨年末に政権運営3年を越え、4回目の新年を迎えた。

安倍内閣は、政権発足時から「経済最優先」を標榜し、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」を3本の矢とする「アベノミクス」政策を推し進めてきた。その結果、日本経済が3年前と比べどのように変化したかを見ると、名目国内総生産（GDP）は12年の475兆円から15年の501兆円（7～9月期）へ5%拡大し、日経平均株価は12月初日対比で9,458円から20,012円へ112%上昇している。

これだけを見ると、「アベノミクス」政策は相当に成功しているように見えるが、一方で、対ドル円レートが同じ対比で3年前の82円台から122円台へ49%下落していることを見逃してはならない。すなわち、ドル換算ベースで見れば株価は実はそれほど上昇しておらず、GDPはむしろ3割程度縮小しているのである。期待されている民間投資がなかなか進まないか、異常な金融緩和が惹起した通貨価値の大幅下落によって、日本経済が世界経済に占める地位はむしろ低下している事実を認識する必要がある。

このような経済の実情においても安倍首相は強気の姿勢を崩しておらず、昨年9月には「新3本の矢」＝「名目GDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロ」を眼目とする「アベノミクス第二ステージ」を打ち出し、あくまで成長戦略を貫こうとしている。この新たな経済政策の思想は、日本の生産年齢人口がこれから急速に減少していくなか、生産性の向上を図ることで経済成長を実現しつつ、その果実によって社会保障を賄っていこうとするものと考えられ、それなりに筋が通っているが、問題はこれの実現のためにどれだけの時間的猶予が残されているかである。

安倍内閣は、成長の起爆剤として20年の東京オリンピックを置いて、5年計画での政策目標実現を企図しているが、その前に越えなければならないハードルとして、17年4月の消費税率再引上げが近づいている。前回14年4月の消費税率引上げ後のリセッション（景気後退）の危機は日銀の追加金融緩和で乗り切ったが、異次元緩和の長期化によりマネタリーベース（通貨供給）が異常な膨張を遂げ、かつ、米国が利上げに転じた現在の状況下で同じ手段を講じることはさらなる円安リスクがあり難しい。さりとて、退路を断って先送りした消費税率再引上げをさらに先送りすることは、「アベノミクス」政策の失敗を認めるに等しく、また日本の財政破綻リスクの顕在化につながりかねない。

つまるところ、安倍内閣の経済政策の命運は、ひとえに消費税率再引上げ前の本16年に、「民間投資を喚起する成長戦略」がどれだけ実を挙げられるかにかかっており、「アベノミクス」政策は本年成否の審判を受けることとなる。政府も法人税率引下げや補正予算等あらゆる政策手段を総動員していくと考えられるが、民間の企業・経営体も国内においてどれだけ将来に向けた投資を行えるか、官民を挙げた日本経済の底力が試される正念場の局面を迎えている。

（（株）農林中金総合研究所 専務取締役 柳田 茂・やなぎだ しげる）

今月のテーマ

2016年経済・金融と日本農業の展望

今月の窓

「アベノミクス」4年目の審判

(株) 農林中金総合研究所 専務取締役 柳田 茂

労働需給逼迫は好循環の追い風になるか
2016年の国内経済金融の展望

南 武志 — 2

地方創生の観点から
個人リテール金融における注目点

佐藤彩生 — 16

日本農業の現状と見通し

若林剛志 — 30

TPPの日本農業への影響と今後の見通し

清水徹朗 — 45

談話室

パワーポイント

(株) 農林中金総合研究所 代表取締役社長 古谷周三 — 28

統計資料 — 60

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

2016年の国内経済金融の展望

—労働需給逼迫は好循環の追い風になるか—

主席研究員 南 武志

〔要 旨〕

2015年の内外経済は事前予想を下振れて推移した。その背景として、資源安による消費国の購買力改善効果（メリット）を資源国の需要減退効果（デメリット）が上回ったこと、さらに様々な構造調整圧力に見舞われている中国経済の減速が見掛け以上の悪影響を世界経済に及ぼしたこと、などが指摘できる。

こうした状況を受けて、15年の国内景気も足踏み状態が続いたが、下期に入り、民間最終需要に持ち直しの動きも見られるなど、底入れの兆しが出てきた。先行きについては中国経済が減速過程にあるため、決して楽観視することはできないが、「企業から家計へ」の所得還流が徐々に進み、かつ労働需給逼迫に伴う賃上げ圧力が高まると想定されることから、緩やかながらも日本経済は回復基調をたどると予想する。

一方、原油安に起因する物価低迷に直面する日本銀行であるが、「物価の基調」は改善しているとの認識を繰り返していることから、当面は現行の量的・質的金融緩和を継続するものとみられる。しかし、16年度後半に2%の物価安定目標を達成する可能性は依然低いとみられ、追加緩和観測はくすぶり続けるだろう。

目 次

はじめに

—下振れが続いた2015年の内外経済—

1 世界経済の低成長リスクと日本の輸出動向

- (1) デメリットが大きかった原油安
- (2) 主要国経済の動向
- (3) 財輸出の増勢は強まらず

2 鈍い「企業から家計へ」の所得還流

- (1) 良好な企業収益
- (2) 逼迫度を高める労働需給

(3) 所得環境の改善を受けて消費は持ち直しへ

3 国内経済・金融の注目点と展望

- (1) 政府の経済政策運営
- (2) 国内経済の展望
- (3) 物価動向と金融政策の行方
- (4) 長期金利の展望

おわりに

—2%成長は中期的に持続可能か—

はじめに

—下振れが続いた2015年の内外経済—

米国の利上げなどが想定されるものの、それ自体は米国経済の地力回復を反映したものであり、資金流出が懸念される新興国経済もその好影響を受けて徐々に世界経済は上向き始める、というのが2015年についての大方の見通しであった。しかし、現実にはそれらを下振れて推移し、国際通貨基金（IMF）をはじめとする国際機関、政府・日本銀行、さらには当総研を含む民間調査機関は、期を追うにつれて、経済見通しの下方修正を余儀なくされた。

その主因は、原油安のデメリットがメリットを覆い隠したこと、中成長への構造調整と資産価格乱高下の後遺症に見舞われている中国経済が公表されている成長率の減速以上の影響を世界経済に及ぼしたこと、などが指摘できるだろう。また、米国の金融政策正常化に向けた動きも、新興国・資源国からの資金流出懸念を高めているが、その米国の利上げ開始自体もだいぶ後ズレした。このような海外経済動向を受けて、日本の輸出は頭打ち気味の推移となった。

国内に目を転じて、14年4月の消費税増税の影響が一巡し、かつ政府からの強い要請を受けた経済界の賃上げ努力、さらには近年上昇が続いたエネルギー価格の下落などで、実質賃金の回復が期待され、消費持ち直しが本格化することが期待されていたが、「企業から家計へ」の所得還流は強ま

らないままで、消費は鈍いままであった。

加えて、企業の設備投資行動も好業績の割には盛り上がり欠けた。当初のアベノミクス「3本の矢」の3番目の矢は「民間投資を喚起する成長戦略」であり、15年度までの3年間で設備投資額を12年度比で10%増加させ、リーマン・ショック前の水準まで回復させる（当初は70兆円、現在の統計で試算すると71兆円）ことを目指していたが、15年度上期（69.6兆円）を前提にすれば下期は年率10%超のペースで増加しなければ目標には届かない。

本稿は16年の国内景気を見通すことを目的としているが、以上紹介したような「期待外れ」に終わった15年の内外経済の主要因を分析し、それらの動向や16年に想定されるイベントなどを踏まえたうえで経済を先読みしていくこととする。

1 世界経済の低成長リスクと日本の輸出動向

(1) デメリットが大きかった原油安

14年夏をピークに国際原油市況（WTI先物、期近）は急落に転じ、その後は幾度か持ち直す場面もあったが、15年を通じておおむね1バレル=50±10ドルでの推移となった（第1図）。この原油価格の影響は、世界経済・物価動向や金融政策など幅広く及んでいる。

今回の原油急落の原因として指摘されているのは、過去10年ほどの原油高やシェール革命によって生産能力が増強されたとい

第1図 国際原油市況の推移



資料 NYMEX, 財務省

う供給側の要因のほか、転換期を迎えた米国の金融政策の影響を受けたドル高、さらに資金流出が意識されるなど新興国経済の先行き懸念、特に中国経済の失速懸念が強まった、という需要側の要因などが挙げられることが多い。15年に幾度か開催されたOPEC（石油輸出国機構）総会では、イラン、イラクなどの加盟国が増産意向を示し続けたこともあり、減産合意には至らなかった。総じて個々の産油国は協調して生産調整して価格を維持するより、自国のシェア確保を最優先する戦略をとっている。OPECとしては、北米でのシェールオイル生産に対抗する意図があるのだろうが、傍目には囚人のジレンマに陥ったように見える。

こうした資源価格の下落は、資源消費国にとっては購入金額が大幅に軽減され、購買力が改善する一方、資源国には逆に経済抑制効果が働くなど、世界経済全体としてはメリット・デメリットの両面が働くことになる。実際、原油など化石燃料のほとんどを輸入に頼る日本では、15年の原油輸入額は14年に比べて5兆円ほど減少する見込みであり、交易条件の改善に貢献した。

しかし、世界全体を見回してみると、デメリットがメリットを覆い隠したかに見える。21世紀に入ってから新興・資源国の経済成長は目覚ましく、経済全体に占める新興・資源国のシェア（04年：45.4%→14年：57.1%）は高まっており、この10年で先進国（04年：54.6%→14年：42.9%）とのシェア逆転が起きている。BRICSの一角を占めているブラジル・ロシアなど資源国の存在感が高まったことが、原油安による世界需要の抑制効果を強めており、むしろ足かせとして意識されている。また、税制や金融政策の政策効果にも通じることであるが、需要抑制効果の方が需要刺激効果よりも即効性があることが影響している可能性もあるだろう。

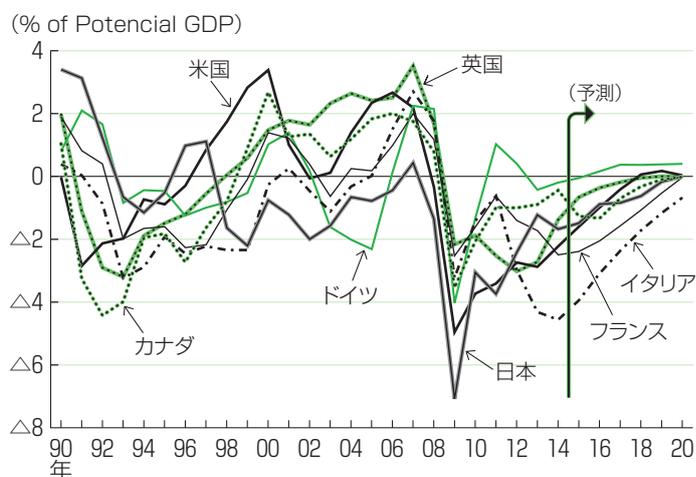
(2) 主要国経済の動向

15年の世界経済は、14年に続き、総じて冴えない動きを続けたが、先進国・地域に限れば、依然として需要不足状態が続いているものの、徐々に持ち直し傾向を強めつつある（第2図）。しかし、新興国や資源国では、米国の利上げ開始によって、これまで経済成長を支えた緩和マネーが米国に還流し、経済成長に打撃を与えかねないとの懸念が強まった。また、原油など資源価格の下落によって資源国の経済成長が大きく阻害されるなど、総じて経済活動は低調だった。

a 米国経済

先進国・地域では財政政策に一定の歯止めがかけられるなか、金融政策には多くの

第2図 G7各国のGDPギャップ



資料 IMF World Economic Outlook

期待と負担がかかった結果、量的緩和やマイナス金利など、非伝統的な領域にまで踏み込むような運営がなされてきたが、米国は他に先駆けて正常化に向けて動き始めた。米連邦準備制度理事会（FRB）は14年10月には量的緩和政策（資産購入プログラム）を終了し、15年12月には7年間続けられてきた事実上のゼロ金利政策（政策金利であるフェデラル・ファンド・レート誘導水準を0～0.25%と設定）を解除した。市場参加者は、その後の利上げのペースはどの程度か、に注目が移っている。その際に重視されるのは、「物価の安定」と「雇用最大化」であることは言うまでもないが、雇用指標が総じて堅調である半面、物価指標は原油安の影響もあり、弱めの動きとなっている。代表的な物価指標である個人消費支出（PCE）デフレーターは、全体で小幅上昇、食料・エネルギーを除くと1%台前半での膠着状態が長らく続いており、FRBがゴールとする2%には及ばない。

しかし、失業率が5.0%（15年11月）と既に完全雇用水準（米議会予算局は15年10～12月期の自然失業率を5.05%と推計）まで低下していることは無視できない。イエレン米FRB議長は、今後は雇用者数が毎月10万人弱の増加であっても、労働市場への新規参入者を吸収できると表明するなど、11年以降の平均20万人ペースの雇用増はもはや必要ないことを示唆した。不本意なパートタイム就業者や求職活動を断念した人は依然とし

て高水準ではあり、労働市場の改善余地はまだ残っているものの、そうした「弛み」は解消される方向にあるとFRBは確信を強めている。こうした動きが続けば、足元はまだ低調な時間当たり賃金もいずれ上昇傾向を強めていくことが期待される。ドル高や原油安の影響で鉱業・製造業はやや不振であり、設備投資や輸出はあまり期待できないが、米国経済は家計部門が牽引する格好で底堅い展開が続くと見られる。

b ユーロ圏経済

世界金融危機後も、財政危機などに見舞われるなど、ユーロ圏経済は長らく景気低迷が続いたが、15年3月からの欧州中央銀行（ECB）による量的緩和政策やそれによるユーロ安、加えて原油安の恩恵により、15年を通じて緩やかに景気が持ち直してきた。とはいえ、家計・企業のバランスシート調整圧力は依然として根強いこともあり、本格的な景気回復にはまだ時間を要すると

思われる。また、米国とは対照的に、ECBでは物価上昇率がなかなか高まらないことを受け、量的緩和策の期限を延長したほか、すでにマイナス金利を導入していた中銀預金金利をもう一段引き下げるなどの、緩和策を強化するなど、先進国間の金融政策の方向性に大きな違いが出てきた。これが今後とも為替レートなどに影響を与える可能性が高いだろう。

c 中国経済

15年7～9月期の中国の経済成長率は前年比6.9%へ減速、6年半ぶりに7%割れとなったが、中国当局の公表する経済統計そのものへの不信感も根強く、実際はもっと低い成長ではないのかといった評価も少なくない。また「投資主導から消費主導へ」など、経済構造の転換によって成長の質的な向上を目指す「新常态」への移行がうまく進んでいないとの指摘も多く聞かれる。しかし、14年から続く成長鈍化は、習近平政権の腐敗撲滅運動の影響を受けて、地方政府が保身のために不作為を行った結果、本来は進んでいたはずの社会資本投資が計画通りに進捗しなかった影響が強く出た面もある。

中国経済を捉えるうえで、生産年齢人口が減少し、かつ農村部の余剰労働力が枯渇しつつあることもあり、成長率は趨勢的に鈍化していくのはむしろ自然である点は十分踏まえておく必要がある。社会安定のためには不可欠な雇用確保に必要な成

長率は6%台との試算もあり、7%割れを「景気悪化」と判断するのは早計である。とはいえ、世界第二位の経済大国であり、最近まで二桁成長を続けてきた中国経済の減速の度合いは、各国の中国向け輸出が大きく落ち込んだことを考慮すると、大きなインパクトがあったと言わざるを得ない(第3図)。

ただし、目先については成長鈍化が一旦は止まる可能性もあるだろう。1年ほど前まで不動産バブル崩壊が危惧されていたが、政府のテコ入れ策もあって大都市部では住宅市場の底入れも見られる。また、地方政府の不作為によって停滞した財政支出も再拡大が始まった。さらに、家計の所得増加率は経済成長率を上回る伸びを続けており、それらを裏付けとした消費も堅調に推移している。それゆえ、16年にかけて6%台後半の成長を維持するものと思われる。

第3図 主要国・地域の中国向け輸出の動向(前年比)



資料 財務省、中国国家统计局、CEICデータベース
 (注) 各国・地域の中国向け輸出は名目・ドル建て(日本は円建て)。近隣アジアは韓国・マレーシア・フィリピン・シンガポール・台湾・タイ。

(3) 財輸出の増勢は強まらず

15年夏場以降の注目材料は、①米国の利上げ開始時期とその後の利上げペース、②中国経済の減速の状況、の2つであったが、いずれも世界経済にとっては下振れリスクとして意識されてきた。このうち、①については、12月15～16日に開催した米連邦公開市場委員会（FOMC）で利上げを決定し、その後は経済・物価情勢に合わせて緩やかに利上げしていく方針が表明された。目下、利上げによる世界経済への影響を慎重に見極める必要があるが、金融政策の正常化を推進すること自体は、米国経済そのものが利上げに耐えうる体力を備えたとは判断された結果でもあり、世界経済を混乱させると悲観視すべきではない。

一方、中国経済については引き続き注意が必要であろう。目先は政策効果などが浸み出してくることで成長鈍化に一旦は歯止めがかかるとみられるが、趨勢的には成長鈍化は避けられないほか、これまでの資産価格変動に伴う調整も残っている。

また、円安による輸出押上げ効果についてであるが、内閣府「平成26年度企業行動に関するアンケート調査」によれば、12年秋以降の円安基調を受けても製造業では海外現地生産比率を今後も引き上げるとの見通し（14年度実績：22.9%→19年度見通し：26.2%）であること、また今なお国内生産されているものはハイエンドの高付加価値財が多く、そうした財は世界経済が低成長リスクに直面しているなかでの需要増には限界があること、などを考えると、財輸出の

第4図 世界景気と輸出



増勢は当面は強まらない可能性がある。

以上をまとめると、世界経済の成長加速が想定できないこともあり、日本の輸出は緩やかな増加傾向をたどるにとどまり、景気の牽引役としては期待薄だろう（第4図）。

2 鈍い「企業から家計へ」の所得還流

(1) 良好な企業収益

財務省「法人企業統計」などからは、原油などの資源安や世界的なデフレーション傾向を受けて、企業部門の売上高は頭打ち気味となっている一方で、収益は過去最高水準での推移となっていることが見てとれる。15年7～9月期の経常利益（全産業〔除く金融業・保険業〕）は前年比9.0%と15四半期連続の増益で、増益率そのものは過去最高益を更新した4～6月期（同23.8%）からは鈍化し、かつ利益水準もやや減少したものの、資源など投入コストが大幅に低下した恩恵で、高水準を維持した。また、設備投資額も堅調な伸びとなったほか、従業員

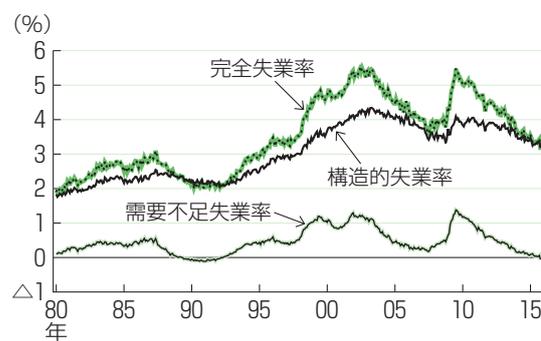
1人当たり人件費（給与・賞与の合計）も前年比2.7%と、着実に増加したことも示された。このように設備投資や賃上げに多少の動きが見られたが、企業部門が潤沢なキャッシュフローを保有している状況に大きな変化は見られていないのが現状だ。

もちろん、経営者にしてみれば、日本経済がデフレから完全に抜け出せておらず、かつ最近の好業績は資源安や円安などで見掛け上膨張しているだけで、決して企業活動が活性化していることによるものではなく、将来発生しうるリスクへの保険として慎重な行動を続けざるを得なかった、ということであろう。

(2) 逼迫度を高める労働需給

14年度の日本経済はマイナス成長となるなど、ほとんどの経済指標が悪化するなか、雇用関連指標だけは底堅い動きを続けた。世界金融危機を受けて09年7月には5.5%まで悪化した失業率は、その後の景気持ち直しとともに緩やかな低下傾向をたどっており、15年10月には3.1%と20年ぶりの水準まで改善するなど、完全雇用に近い状況に至っている（第5図）。日銀短観からも、企業の人手不足感は宿泊・飲食サービス、対個人サービス、建設、運輸・郵便など非製造業を中心に高まっており、労働供給の制約に対する意識が出始めている。最近では、時給を大幅に引き上げても、募集人数を確保できないとの声も聞かれる。実際、パートタイム労働者の平均時給は今夏以降、前年比3%程度の上昇へと加速が見られる。

第5図 完全雇用状況に接近する失業率



資料 総務省、厚生労働省データより農中総研が推計
 (注) 構造的失業率は、失業者(U)=欠員(V)の状況を労働需給が均衡していると定義した際の失業率。

また、一般労働者の平均時給もこのところ上昇傾向を強めている。

先行きを展望しても、労働需給の逼迫度はさらに強まる可能性が高い。1980～2014年のデータから推計した雇用弾性値(0.255)を考慮すると、アベノミクスが目標とする実質2%の経済成長は前年比0.5%程度の雇用増につながる。つまりは、アベノミクスが奏功すれば毎年30万人強の労働需要が発生することになる。

一方、労働供給については、女性の年齢階層別の労働参加率は長らくM字カーブを描いてきたが、近年の国民意識の変化や産休・育休制度の拡充などにより、20歳代後半から30歳代後半にかけて労働参加率が大きく上昇し、かつ全体的に見ても女性の労働参加は大幅に改善した。また、年金支給開始年齢の引上げに伴い、改正高年齢者雇用安定法などによって雇い主が60歳を迎えた者の雇用継続を迫られたこともあり、この10年で60歳代の労働参加も増加した。

ここで、5年後の労働力人口がどのような姿になるのかを簡単に試算してみたい。将

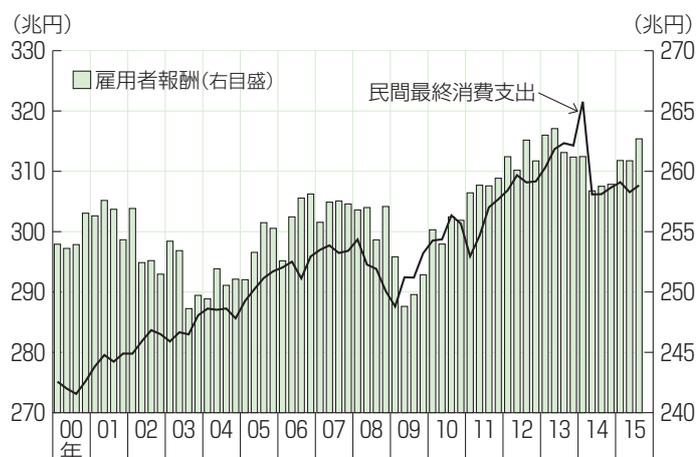
来人口推計を前提に、各年齢階層の労働参加率は14年から変わらずと仮定すると、19年の労働力人口は6,500万人と、14年（6,587万人、内訳は就業者が6,351万人、失業者が236万人）から90万人ほど減少する。しかし、就業者は今後5年間で160万人増加する（6,511万人）とすれば、量的に労働需要が労働供給を上回る事態となる。実際には、構造的失業者は一定程度存在することから労働参加が多少高まったとしても2%成長を5年間続

けるのはそもそも厳しい。それゆえ、404万人（15年7～9月期）いる非労働力人口の中の就業希望者のうち、「適当な仕事がありそうもない」とする117万人（同）をいかに労働力として取り込むことができるか、などが重要となっている。企業は就業環境を一段と整備する必要があるほか、賃上げに対してもより積極的に取り組む努力が求められる。

(3) 所得環境の改善を受けて消費は持ち直しへ

厚生労働省によれば、15年度の春季賃上げ率は前年度比2.38%と、14年度（同2.19%）から加速、17年ぶりの高い伸びとなった（定期昇給分は1.8ポイントほどとすれば、ベースアップ分は0.5～0.6ポイントと想定される）。固定費の増加につながりかねない「月給」のベースアップに慎重な企業も、「賞与」の増加には前向きな対応をしたとされており、経団連によれば大手企業の夏季賞与・一時

第6図 民間消費と雇用者報酬の推移



資料 内閣府
(注) 実質ベース。単位は2000年連鎖価格表示、兆円。

金は前年比2.81%（最終集計）と底堅い伸びを確保、水準的にもリーマン・ショック以降の最高額となった模様だ。

このような賃上げや賞与積み増しの動きから、7～9月期の実質雇用者報酬は前年比1.6%、前期比0.8%と大幅な回復を示し、消費の底入れに大きく貢献した（第6図）。また、消費者マインドもおおむね高めの水準を保っており、実質所得の増加が継続するとの見通しが強まれば、消費は本格的な回復が始まるものと期待される。今後の注目は、16年入り後に原油安要因が大きく剥落するため、物価上昇率が回復することが想定されるなかで、消費がその影響を受けないほどの所得増が実現するか、といったところだ。企業業績の伸び悩みなどは16年度の賃上げに抑制的に働く可能性はあるが、一方で人手不足感の高まりがあるほか、残業時間増による所得増も十分想定されることから、「所得増→消費増」は緩やかに進む可能性があるものと予想する。

3 国内経済・金融の注目点 と展望

(1) 政府の経済政策運営

安倍内閣は成長底上げに向けて様々な施策を繰り広げてきたが、第2次安倍内閣発足からの平均成長率は年率0.8%であり、発足時点から存在するGDPギャップが大きく縮小したわけではない。

こうしたなか、安倍首相は自由民主党の総裁再選が決まった15年9月、未来を見据えた新たな国づくりを進める意欲を示す「ニッポン1億総活躍プラン」を提唱、アベノミクス第2ステージに向けて「希望を生み出す強い経済(第1の矢)」「夢をつむぐ子育て支援(第2の矢)」「安心につながる社会保障(第3の矢)」という新しい「3本の矢」を打ち出した。それぞれ、「名目GDP 600兆円の達成」「希望出生率1.8の実現」「介護離職ゼロの実現」を目標として掲げており、それを通じて「経済の好循環」を推し進めていく方針である。第1ステージでは経済成長やデフレ脱却を最優先していたのに対し、第2ステージでは所得再分配にも配慮する姿勢の変化が見て取れる。

それに先立つ15年6月には「経済財政運営と改革の基本方針2015」「『日本再興戦略』改訂2015」が公表された。これらに共通しているのは、経済の好循環は始まっているが、地域経済にはアベノミクスが十分波及しきれておらず、かつ人口減少によって多くの地方自治体が消滅の危機に瀕する可能

性があるとの危機意識であり、「地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服する」ことを基本目標とした地方創生政策の推進が掲げられている。政府は既に、人口減少の克服と経済成長の維持を目指し、約50年後(2060年)を視野に入れた日本全体の長期展望である「長期ビジョン」と、それを踏まえた今後5年間の政策パッケージを示す「総合戦略」を決定したが、都道府県・市町村に対して、15年度内に「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定するよう要請している。

なお、消費税増税の先送りにより、新たな財政健全化計画が必要となったため、基本方針2015では「経済再生なくして財政健全化なし」という基本方針の下、今後5年間(16~20年度)を対象期間とする「経済・財政再生計画」を策定した。同計画では20年度には基礎的財政収支(PB)黒字化を実現するという当初の目標を堅持し、経済・財政一体改革を推進していくとしているが、とりわけ当初3年間(16~18年度)を「集中改革期間」と位置づけ、18年度の基礎PB赤字が対GDP比で△1%程度となるように努力することとしている。

こうしたなか、政府は15年度の補正予算案を編成した。内容的には、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)発効に向けた農業対策や災害対策、低所得の年金受給者向け給付金の配布、「1億総活躍社会」の実現に向けた経費計上などとなっている。一方、規模としては3.3兆円と14年度(3.1兆円)を上回ったが、財源には14年度剰余金(2.2兆

円)や15年度の税収上振れ分(1.9兆円)などが充てられており、これに伴う国債新規発行はない。16年1月初旬にも召集する方針とされる通常国会の冒頭での速やかな審議・可決を目指すものとみられる。

また、16年度の財政運営は、前述の「経済・財政再生計画」に沿ったものとなるが、一般会計予算に関する概算要求基準(7月24日閣議了解)によれば、①年金・医療等は0.67兆円の自然増を容認しつつも合理化・効率化に最大限取り組む、②義務的経費は15年度並み、③裁量的経費は1割削減し、その3割を「新しい日本のための優先課題推進枠」として設定する、などとなっており、全般的に景気動向に対しては中立的と見込まれる。

(2) 国内経済の展望

これまで述べてきたように、国内景気の回復テンポは非常に緩やかではあるが、持ち直しが再開した消費・輸出(インバウンド需要を含む)の動向を受け、企業設備投資も底入れの兆しが出始めるなど、明るさも見え始めている。以下、15年度下期から16年度にかけて日本経済について予測していきたい。

まず、足元の15年度下期についてであるが、経団連の集計によれば大手企業の冬季賞与・一時金は前年比3.13%(第1回集計)と、夏季に続き底堅い伸びになる、との集計結果が公表されている。一方、前年の反動から残業時間が減少しているため、労働者が受け取る報酬(賃金・賞与の合計)は控

えめな伸び率にとどまるだろう。一方、ガソリンや電気・ガス料金などのエネルギーは値下げ圧力が増していることもあり、家計の実質購買力は改善傾向が続くとみられ、これは消費の持ち直し傾向の継続に貢献すると考えられる。

輸出については、来日外国人のインバウンド需要が含まれるサービス分野では堅調さが予想される半面、世界経済や世界貿易の成長ペースは加速が見られず、財の輸出もその影響で緩やかな増加にとどまるだろう。設備投資は低金利状態の長期化予想、設備の老朽化に伴う更新需要の高まり、円安によって割安となった国内生産コスト、など良好な環境の下、消費や輸出などの増加の影響もあり、緩やかな回復が続くだろう。なお、10~12月期はまだ在庫調整圧力が残っていることもあり、小幅なプラス成長にとどまるものの、16年1~3月期には消費の持ち直し傾向が幾分強まるものと思われる、成長率の高まりが見られるだろう。その結果、15年度の実質成長率は1.0%となることが見込まれる。

また、その流れを受け継いで16年度も「経済の好循環」に向けた動きが徐々に進むと見られる。円安効果の剥落や中国経済の成長率が軟着陸に向けて鈍化を続けることなどにより、輸出製造業を中心に春季賃金交渉でのベースアップ押上げ圧力はやや和らぐものの、残業増や人手不足感の高まりに伴う賃上げ圧力はむしろ高まっていくと思われる。その結果、実質所得が目減りする事態は回避され、消費の持ち直しが阻害さ

れることはないだろう。

16年度半ばには消費税増税直前(14年1～3月期)のGDP水準をようやく上回り、かつマクロ的な需給ギャップも解消方向に動いていくこと、さらには労働面での供給制約が一段と意識され始め、景気拡大局面としての持続性に対する意識も徐々に出てくるだろう。もちろん、GDPギャップは依然として需要不足状態にあり、十分に活用されていない労働力もまだ存在するため、成長余力は残っているとみられる。それゆえ、16年度も引き続き、雇用増や失業率低下を伴いながら経済成長を続けるだろう。また、17年4月に予定される消費税再増税を控え、16年度後半にかけて民間消費や住宅投資には相応の駆け込み需要が発生するものと思われる。以上を踏まえ、16年度の実質成長率は1.5%と予測した。なお、16年度後半には失業率の3%割れが常態化するだろう(第1表)。

(3) 物価動向と金融政策の行方

14年後半以降の原油安の影響を受けて、物価は再び下落傾向となっている。全国消費者物価については、代表的な「生鮮食品を除く総合(以下、全国コアCPI)」では前年比下落が続いている(15年10月、前年比△0.1%)。しかし、原油安の要因を除いた指数をみると、「食料(酒類を除く)・エネルギーを除く総合(全国コアコア)」では上昇傾向を

第1表 2015年度 日本経済見通し

	単位	14年度 (実績)	15年度 (実績見込)	16年度 (予測)
名目GDP	%	1.5	2.3	2.1
実質GDP	%	△1.0	1.0	1.5
民間需要	%	△1.9	1.0	2.3
民間最終消費支出	%	△2.9	0.4	2.1
民間住宅	%	△11.7	3.9	5.5
民間企業設備	%	0.1	1.4	4.3
民間在庫品増加(寄与度)	ポイント	0.6	0.2	△0.2
公的需要	%	△0.3	0.9	0.3
政府最終消費支出	%	0.1	1.0	0.6
公的固定資本形成	%	△2.6	0.4	△1.4
輸出	%	7.8	1.1	3.3
輸入	%	3.3	1.4	7.1
国内需要寄与度	ポイント	△1.6	0.9	1.9
民間需要寄与度	ポイント	△1.5	0.8	1.8
公的需要寄与度	ポイント	△0.1	0.2	0.1
海外需要寄与度	ポイント	0.6	△0.1	△0.5
GDPデフレーター(前年比)	%	2.5	1.4	0.6
国内企業物価(前年比)	%	2.8	△2.9	0.2
全国消費者物価(〃) (消費税増税要因を除く)	%	2.8 (0.9)	0.1 (0.1)	1.2
完全失業率	%	3.6	3.3	3.0
鉱工業生産(前年比)	%	△0.3	△0.4	3.5
経常収支	兆円	7.9	15.6	11.4
名目GDP比率	%	1.6	3.1	2.2
為替レート	円/ドル	109.9	122.8	123.8
無担保コールレート(O/N)	%	0.07	0.07	0.09
新発10年物国債利回り	%	0.48	0.37	0.46
通関輸入原油価格	ドル/バレル	90.6	54.5	50.0

資料 実績値は内閣府「国民所得統計速報」などから作成。予測値は農中総研(注)1 全国消費者物価は生鮮食品を除く総合。断り書きのない場合、前年度比。

2 無担保コールレートは年度末の水準。

3 季節調整後の四半期統計をベースにしているため統計上の誤差が発生する場合もある。

維持(同0.7%)、さらに日本銀行が提示する「生鮮食品・エネルギーを除く総合(日銀コア)」に至っては緩やかに加速(同1.2%)するなど、分類によっては違った動きとなっている(第7図)。この全国コアコアや日銀コアでの物価上昇率の緩やかな高まりは、賃上げやエネルギー価格下落で当該分野への支払い額が減ったことで消費者の実質購

第7図 全国消費者物価の推移(前年比)



資料 総務省統計局の公表統計より作成
 (注) 消費税率要因を除く(当総研推計)。

買力が高まり、それがエネルギー分野以外への消費を活性化させ、これまでのコスト増を消費財・サービス価格に転嫁する動きが定着しつつあるものと受け取ることができるだろう。

こうしたなか、日銀は「物価の基調」は改善しているとの認識を繰り返し表明している。日銀短観などのビジネスサーベイからは、資本設備や雇用の不足感が徐々に強まっていることが見て取れるほか、予想物価上昇率も足元やや鈍化したとはいえ、水準は高めに推移している。さらに、前述の通り、エネルギーの影響を除けばむしろ物価の趨勢は上昇気味であり、「物価の基調は改善」を正当化させている。それゆえ、日銀は現行の「量的・質的金融緩和」の枠組みを粘り強く続けていく可能性が高いものと予想している。

なお、先行きの物価見通しについては、原油価格や為替レートが現状水準で推移すれば、16年初には原油安による物価押下げ圧力は一旦解消する可能性がある。一方で、14年秋以降に再び強まった円安に伴う物価

押し上げ効果も弱まっていくことになる。それらを考慮すると、15年度末までに全国コアは同0%台半ばまで上昇率を回復させると思われるが、16年度入り後も上昇テンポは強まらず、年度末で1%台半ばまでしか高まらないと思われる(16年度の平均上昇率は前年度比1.2%)。

一方の日銀の見方は、原油価格の動向によって左右されるが、同価格が現状程度水準から緩やかに上昇していくとの前提の下、「16年度後半頃」には物価安定目標である2%程度に達する、となっている。しかし、原油価格に反転の兆しがなかなか見えないこと、2%の物価上昇率を家計が許容できるほど賃上げ圧力が高まることは想定しがたいことなどもあり、市場では16年度後半頃に安定的な2%前後の物価上昇を達成するのは困難との見方が大半である。それゆえ、いずれ日銀は物価2%の達成時期をさらに先送りするとともに、追加緩和を余儀なくされるとの思惑は存在し続けることになるだろう。

(4) 長期金利の展望

13年4月に日本銀行が量的・質的金融緩和の導入に踏み切った直後の数か月こそ、長期金利(新発10年物国債利回り)は大きな変動を伴いつつ上昇傾向を強めたが、13年後半以降はおおむね低下傾向をたどってきた。15年の長期金利について振り返ると、年初は原油安などに伴う新興国リスクの台頭や世界的なデフレーション懸念が強まったこと、さらにはECBによる量的緩和策の

導入観測などから一時0.2%割れとなったが、その後は米国の利上げ観測、原油下げ止まりなどによるデイスインフレ懸念の払拭などを背景に反転し、夏場にかけては0.5%台まで上昇した。しかし、その後は国内景気・物価の下振れなどから日銀の追加緩和観測が強まるなか、じわじわと金利低下が進み、年末にかけて0.3%絡みの展開となっている。

14年10月31日に量的・質的金融緩和が強化されて以降、日銀による国債買入れ額は年間国債発行（新規分）に近い金額まで膨んでおり、イールドカーブ全体が押しつぶされた状況が続いている。加えて、米国とそれ以外の地域の金融政策の方向性が変化するなか、短期債の利回りが再びマイナス状態となっており、それが長期債の利回り抑制に効果を発揮している。

16年の長期金利動向を展望しても、まず、これまでと同様に極めて強力な緩和策によって長期金利には低下圧力がかかり続ける可能性は高い。米国が利上げフェーズに突入したことで、米長期金利には上昇圧力がかかるとはいえ、利上げペースは当面緩やかであり、かつ想定されるドル還流により、米国内の金利上昇幅も限定的とみられる。また、国内景気の回復期待や株高観測等も考えられるが、物価安定目標の達成が厳しい状況であることを踏まえれば、日銀による追加緩和観測はしぶとく残り続け、一定の金利抑制効果を発揮することになるだろう。

なお、リスク要因としては、地政学リス

クや産油国側の生産枠調整協議がまとまるなどで、原油など資源価格が急騰することや人手不足感の強まりによる賃上げ圧力が本格化するなどで、市場の想定以上のペースで物価上昇率が高まること、などが挙げられる。仮にそのような状況になれば長期金利の上昇は避けられないだろう。

おわりに

— 2%成長は中期的に持続可能か —

アベノミクスは、13年からの10年間で「名目3%程度、実質2%程度」の経済成長を目指す、としている。一方、潜在成長率について内閣府は「0.7%程度」、日本銀行は「0%台前半ないし半ば程度」と想定していることが最近の公表資料から確認できる。中長期的に実質2%成長率を達成していくためには、足元で大幅なGDPギャップが発生している、もしくは潜在成長率が2%程度まで高まる、ことが不可欠である。14年度の大規模なマイナス成長の後、15年度は低成長だったことで、GDPギャップは供給超過状態が強い状況が維持されているとはいえ、潜在成長率を1%以上も上回る成長を続けることが可能なほど、労働需給が緩んでいるわけではなく、むしろ一部では逼迫している。であるならば、中期的に2%成長を可能にさせるためには、潜在成長率そのものを2%程度まで引き上げる必要がある。実際、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（15年7月に経済財政諮問会議に提出）では、経済再生ケースとしてア

ベノミクスの効果が着実に発現した場合、潜在成長率は20年に2%台を回復する、との想定を置いている。

しかし、今後とも人口減少が続き、かつ高齢化の度合いも一段と強まる日本経済において、短期間に米国に匹敵するほどの潜在成長率（米連邦準備制度では長期的な成長率見通しを1.8~2.2%、米議会予算局では20年前後の潜在成長率を2.3%と想定）まで高めることは果たして可能だろうか。労働力人口の減少傾向、特に労働生産性の上昇ペースが相対的に高いと考えられる若年層の縮小を踏まえれば、いずれ日本の潜在成長率はゼロもしくはマイナスになる、と考える人は多いだろう。ちなみに、最近閣僚からも移民政策を検討すべきとの意見も浮上しており、近い将来、重要な政策テーマになりうるものと思われる。

問題は、財政健全化目標などに、この「10年で平均2%成長」という前提が盛り込まれている点である。「経済再生なくして財政再建なし」の理念は共感できるが、計画通り進まずに大幅な歳入不足が発生したこと

が明白となれば、国の信用に打撃を与えかねない。その際には増税か、歳出の大幅カットかで賄わなくてはならない。

そうした事態を回避するには、消費税率を一定水準まで段階的に引き上げていくことは不可欠となるが、そのためにも日本経済を正常化させるべく、増税にも耐えうるだけの体力が日本経済に備わるよう促す必要がある。政府は14年度までの政労使会議、15年度からの「官民対話」を通じ、一貫して経済界に積極的な賃上げを要請してきた。経済界もそれに呼応した格好となっているが、労働分配率は低下基調をたどっており、足元60%前後（90年以降は平均65%）となるなど、「企業から家計へ」の所得還流はなかなか強まりを見せない。政府が思い描く「家計の所得増→消費など内需の盛り上がり→企業収益改善→賃上げ」といった「経済の好循環」を定着させるうえで、企業経営者の意識変化は不可欠であろう。

(みなみ たけし)



個人リテール金融における注目点

—地方創生の観点から—

研究員 佐藤彩生

〔要 旨〕

家計全体の金融資産は、株価の上昇を主な要因として、前年比増加が続いている。しかし、株価上昇の恩恵やNISA等の税制優遇メリットを享受しているのは、有価証券に投資する余裕のある金融資産を多く保有する高齢世帯層が中心だと考えられる。一方で、金融資産を持たない世帯の割合が上昇しており、世帯間の格差が拡大している。

今後は、高齢化の加速による地方での人口減少や、高齢者の死亡による相続の増加により、家計の金融資産の地域間格差が拡大することも懸念され、地方に基盤を置く地域金融機関を取り巻く環境は、厳しさを増すものとみられる。

そうしたなか、2015年からは、人口減少の克服と地方の成長力確保を目的とする地方創生政策が始動し、金融機関も地方版総合戦略の策定への協力等が求められている。15年7月下旬から8月上旬に実施された調査によれば、金融機関の65%は地方公共団体が地方版総合戦略を策定する際に関与している。また、地方創生に資する具体的な取組みも始まっており、これまでの地域密着型金融の延長であるものも多いが、地域や県域を同じにする地域金融機関が協力するなど、これまでにあまりなかった連携の動きもみられる。

16年は、地方版総合戦略に基づく具体的な事業が本格的に推進される年となる。地域金融機関は地域の声にしっかりと耳を傾け、それぞれの地域の実情に合った役割を発揮することが必要であろう。

目 次

はじめに

1 家計の金融資産の動向

- (1) 家計の金融資産と負債は増加
- (2) 高齢層への金融資産の偏りが拡大

2 地域金融機関を取り巻く環境

- (1) 個人預貯金は人口以上に東京都へ集中
- (2) 預貸率の地域差
- (3) ゆうちょ銀行の限度額引上げの影響

(4) 地銀の対応

3 地域金融機関と地方創生の関わり

- (1) 地方創生に積極的な姿勢を示す地域金融機関

(2) 地域金融機関の地方創生への取組み

(3) 地域経済の活性化に向けて

おわりに

はじめに

人口の「東京一極集中」が問題視されているが、個人の預貯金は人口以上に東京都へ集中している。足元では個人の預貯金は増加しているものの、人口動態の変化は今後預貯金残高の押し下げ要因となると見込まれ、特に地方圏では、その影響が大きいものと予測されている。そうした状況下で、人口減少問題の克服と地方の成長力確保を目指した地方創生政策が、2015年から動きだし、金融機関も積極的に関与することが求められている。

本稿では、個人リテール金融の動向を踏まえたうえで、^(注1) 地域金融機関が置かれてい

る状況を概観した後、地域金融機関が地方創生にどのように取り組んでいるのかについて、焦点を当てることとする。

(注1) ここでは、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、農協を指す。

1 家計の金融資産の動向

(1) 家計の金融資産と負債は増加

家計全体の金融資産と負債は増加し続けており、15年6月末の金融資産は1,717兆円、負債は311兆円となった(第1表)。金融資産の約半分は預貯金だが、株価の上昇を受け、近年、株式や投資信託の占める割合が上昇傾向にある。この割合は、12年末には8.0%であったが、15年6月末には11.7%へ

第1表 家計の金融資産と借入

(単位 兆円、%)

	残高		前年比 増減額	前年比増加率							
	15年 6月末	構成比		13年		14				15	
				9月末	12	3	6	9	12	3	6
金融資産合計	1,717	100.0	72.1	6.4	6.2	2.7	2.5	2.7	2.7	4.8	4.4
うち現金	58	3.4	2.3	2.1	2.3	3.1	2.8	3.6	3.4	3.1	4.1
うち預金(a+b)	830	48.3	17.3	2.1	2.3	2.0	1.6	1.6	1.8	2.1	2.1
流動性預金(a)	363	21.1	17.1	4.7	5.4	4.6	3.8	4.0	3.9	4.7	4.9
定期性預金(b)	467	27.2	0.2	0.3	0.2	0.2	△0.0	△0.0	0.4	0.2	0.0
うち投資信託受益証券	98	5.7	16.0	33.0	28.4	10.2	14.5	14.9	17.1	21.6	19.5
株式	102	5.9	16.0	53.1	40.3	9.2	5.7	5.8	6.1	19.3	18.6
保険・年金準備金	444	25.8	7.3	2.5	2.4	0.9	0.9	0.9	0.6	2.2	1.7
借入合計	311	100.0	6.1	1.4	1.6	1.7	1.1	1.1	1.2	1.4	2.0
うち民間金融機関	265	85.3	6.8	2.1	2.4	2.5	1.9	1.9	2.0	2.1	2.7
うち住宅借入(c)	175	56.2	3.1	1.9	1.9	2.2	1.8	1.7	1.6	1.6	1.8
消費者信用	23	7.5	0.9	△0.6	0.4	1.5	1.4	1.4	2.3	2.7	4.0
うち公的金融機関	40	12.8	△0.7	△2.4	△2.4	△2.5	△2.9	△2.9	△2.9	△2.5	△1.8
うち住宅借入(d)	23	7.5	△1.0	△4.6	△4.8	△4.8	△5.0	△5.0	△5.1	△4.7	△4.1
住宅借入計(c+d)	198	63.7	2.1	1.0	0.9	1.3	0.9	0.8	0.7	0.8	1.1

資料 日本銀行「資金循環統計」

(注) 1 表掲載以外の科目が存在するので内訳の計は合計とは一致しない。

2 15年6月末は速報値。

3 「預金」は流動性預金と定期性預金の合計とした。

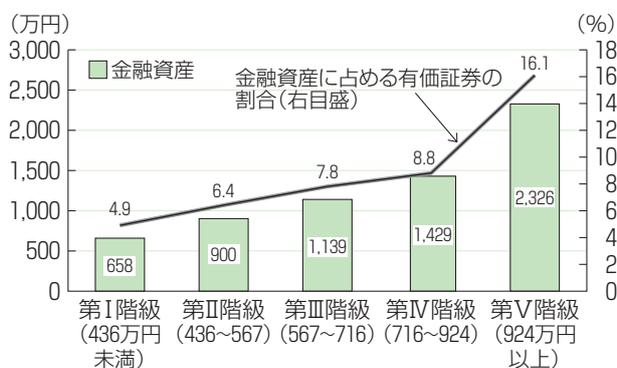
4 資金循環統計上は家計への「貸出」と表示されている項目を、わかりやすいよう「借入」と表示した。

と上昇した。

総務省の「家計調査年報（貯蓄・負債編）」^(注2)から、家計の貯蓄現在高（おおむね金融資産に相当するため、以下「金融資産」という）に占める有価証券の割合を世帯別にみると、二人以上の世帯のうち勤労者世帯では、収入が多くなるほどその割合は高くなる。収入が最も多い第Ⅴ階級（14年の世帯の年間収入が924万円以上）では16.1%ときわめて高い（第1図）。収入が多くなるほど金融資産も多くなるため、有価証券を多く保有している世帯は、収入や金融資産の多い世帯が中心であるとみられる。

一方で、近年、金融資産を保有しない世帯が増えてきたことが注目される。金融広報中央委員会の「家計の金融行動に関する世論調査」^(注3)によれば、15年において、金融資産を保有しない二人以上の世帯の割合は30.9%に上る。また単身世帯では、13年以降、3年連続で割合が上昇し、15年には47.6%と半数近くが金融資産を保有していない。

第1図 年間収入五分位階級別みた金融資産と金融資産に占める有価証券の割合（二人以上の世帯のうち勤労者世帯）



資料 総務省統計局「家計調査年報（貯蓄・負債編）平成26年（2014年）」
 (注) 年間収入五分位階級とは、年間収入の低い世帯から高い世帯へ順に並べて五分したものを。

以上のことから、家計全体としては、金融資産の増加が続いているものの、その状況を詳しくみると、株価上昇の恩恵を受けて金融資産が増えた世帯は、もともと金融資産を多く保有している世帯に偏っていると考えられる。他方で、金融資産に余裕のない世帯が年々増加しており、世帯間の格差が大きくなっているとみられる。

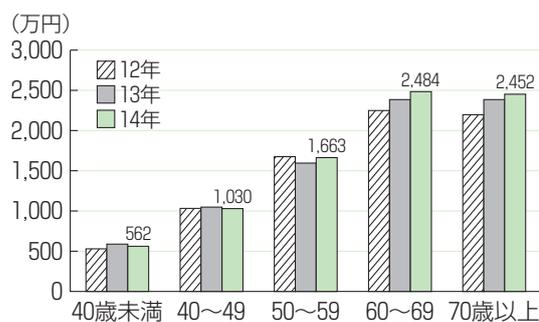
(注2) 「家計調査年報（貯蓄・負債編）」における貯蓄現在高は、預貯金、生命保険、株式、債券、投資信託等金融機関への貯蓄と、社内預金、勤め先の共済組合などの金融機関外への貯蓄の合計であり、日本銀行における金融資産と必ずしも一致していない。

(注3) 「家計の金融資産に関する世論調査」における「金融資産」は、現金、商・工業や農・林・漁業等の事業のために保有している金融資産と、日常的な出し入れ・引き落としに備えている預貯金が除かれている。

(2) 高齢層への金融資産の偏りが拡大

次に二人以上の世帯について、世帯主の年齢に着目して金融資産をみることにする。金融資産の残高は年齢階級が上がるほど多くなっており（第2図）、特に12年からの3年間では、60～69歳、70歳以上の層でのみ2年連続で残高が増加している。もとより、

第2図 世帯主の年齢階級別金融資産（二人以上の世帯）



資料 第1図に同じ

高齢層は若年層より金融資産を多く保有していたが、年を追うごとに、その格差が拡大していることがわかる。

金融資産の多い世帯で、有価証券を保有する割合が高いことを先述したが、少額投資非課税制度（NISA）の15年6月末の年齢別の利用状況を見ても、利用者の54.9%は60歳以上が占めている（金融庁（2015））。NISAの利用により、運用益や配当金の税制優遇が受けられるが、こうしたメリットを享受しているNISA利用者の大部分は、有価証券の運用が可能な金融資産の多い高齢層だと考えられる。

このように、高齢層に偏っている金融資産を、下の世代に移転することを促進するため、13年には教育資金の一括贈与において、15年からは結婚・子育て資金の一括贈与において、贈与税の非課税措置が導入された。さらに16年からはジュニアNISAが開始される。

人口動態の観点からも、今後は高齢者の死亡数が増加することにより、親世代から子世代への金融資産の移転が進む可能性が高い。青木（2014）は、今後20～25年程度の間が発生する相続は650兆円と見込み、相続の地域間移動によって、首都圏と大阪圏を除く地域で家計の金融資産が流出すると試算している。この試算では、流出する家計の金融資産の比率が2割を超える県は30県に上るとしている。

二人以上の世帯のうち世帯主が60歳以上で無職の世帯では、金融資産のうち7割弱が預貯金であることから、相続の発生によ

り、首都圏や大阪圏に預貯金が集中し、それ以外の地域では預貯金が減少することが見込まれる。特に、先にみたとおり、地方に住む親から、都市に住む子への相続のケースが多く、地方に基盤を置く地域金融機関にとっては、他の地域への預貯金流出といった形で影響を受けるものとみられる。

（注4）総務省統計局（2015）

2 地域金融機関を取り巻く環境

日本銀行は14年4月の「金融システムレポート」において、中長期的には、人口動態の変化から、家計預金は押し下げ方向の圧力を受けていくと見込んでいる（日本銀行（2014）59頁）。また、地方圏では大都市圏よりも早くから世帯数が減少を始め、減少ペースも年々速まることから、家計預金に対する人口動態の影響は、地方圏では大都市圏より早期に現れるものと予測している。金融庁も人口動態によって生じる地域経済の縮小を懸念し、地銀や第二地銀に対して持続可能なビジネスモデルの検討を迫っている。

（1）個人預貯金は人口以上に東京都へ集中

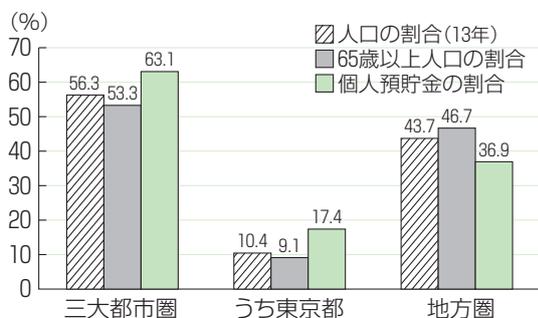
ここで現時点における人口と個人預貯金残高の地域別の割合を、三大都市圏（14県^{（注5）}）と地方圏（33県域）に分けてみる。ここで扱う個人預貯金は、県別データが取得可能な国内銀行の個人預金、農協の個人貯金、

ゆうちょ銀行の預金（個人以外も含む）の合計とする。

まず、人口についてみてみると、三大都市圏が全国の56.3%、地方圏が43.7%を占める（第3図）。一方、個人預貯金については、三大都市圏が63.1%を占め、人口の56.3%を上回っている。前節でみたとおり、高齢層の方が保有している金融資産は多いが、高齢層の比率が相対的に高い地方圏の個人預貯金の割合は、人口の割合よりも低くなっている。一方、東京都についていえば、人口の割合に比べて個人預貯金の割合はかなり高く、東京都には人口の集中以上に個人預貯金が集中しているといえる。

足元の動きを把握するため、国内銀行の個人預金の前年同月比増加率をみてみると、東京都の増加率は、三大都市圏と地方圏を大きく上回って推移している（第4図）。15年9月末の東京都の増加率は3.7%であり、三大都市圏の2.5%、地方圏の2.0%を大きく上回った。一部は、インターネット専業銀行の残高が東京都に入っている影響もある

第3図 地域別にみた人口と個人預貯金の割合



資料 日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」、ゆうちょ銀行「平成27年(2015年)3月期 決算補足資料」、総務省統計局「人口推計」、農協残高試算表より作成
 (注) 1 13年10月1日における人口を使用。
 2 個人預貯金は15年3月末。

第4図 地域別にみた国内銀行の個人預金の前年同月比増加率



資料 日本銀行「預金・現金・貸出金」
 (注) 前年同月比増加率は3か月移動平均。

うが、全国に占める人口が1割しかない東京都へ、継続的に個人預金が集まっていることがわかる。

(注5) 内閣府の「地域の経済」における区分に倣い、三大都市圏は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県とし、地方圏はそれ以外の県域とした。

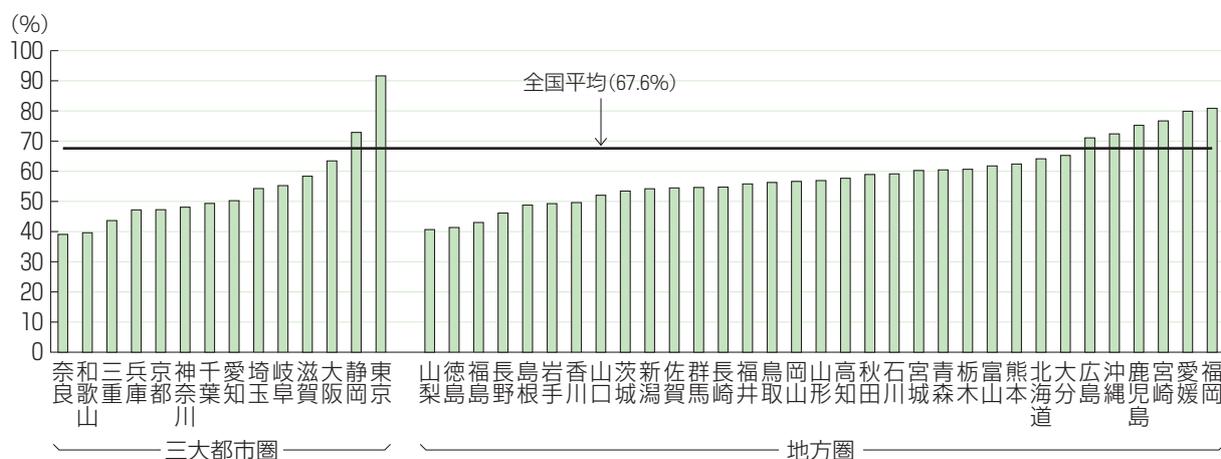
(2) 預貸率の地域差

貸出金へのニーズにも地域差があり、預貸率をみると地域によって大きな差がみられる。国内銀行の預貸率はいずれの地域も低下傾向にあるが、15年9月末の預貸率は、東京都は91.6%、三大都市圏では70.5%、地方圏は60.9%となっており、地方圏が低い。

また、15年9月末の預貸率を県別にみると、全国平均(67.6%)を超えている県域は8県域のみであった(第5図)。地方圏全体の平均(60.9%)を下回る県域は、地方圏の中で23県域あり、地方圏内にも預貸率の偏りがあることがわかる。

日本銀行(2015b)によれば、「地域銀行の資金利益は、貸出利鞘の縮小の影響が貸

第5図 県別にみた国内銀行の預貸率(2015年9月末)



資料 日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」

出残高の増加の影響を上回っており、「減少傾向」で、14年度の地域銀行の資金利益は前年比で757億円減少となっている。また、日本銀行（2015a）によれば、2000年代半ば以降、地域銀行の多くは貸出先の確保のために、大都市を中心に地元県以外での貸出を積極化させているが、地域金融全体としてみると、貸出の収益向上には繋がっていない。

以上みたように、預貸率の低下や利鞘縮小に伴う資金利益の減少など、地域金融機関を取り巻く環境は厳しさを増している。

(注6) 地方銀行64行、第二地方銀行41行およびりそな銀行。

(3) ゆうちょ銀行の限度額引き上げの影響

加えて、15年11月に株式上場を果たしたゆうちょ銀行の動向も、地域金融機関の資金動向に影響を及ぼす可能性がある。

15年6月に自民党が開催した郵政事業に関する特命委員会においては、ゆうちょ銀行の預入限度額を、現行の1,000万円から15

年9月に2,000万円へ、17年には3,000万円まで引き上げ、将来的には撤廃を求める内容の提案書が取りまとめられ、後日行われた自民党総務会で可決された。また政府の郵政民営化委員会は、15年中に、預入限度額引き上げの容認を示す方針を固め、16年4月に限度額を1,500万円まで引き上げる方針であるとの報道もある（時事通信2015年12月10日付）。地方にも充実した店舗網を持つゆうちょ銀行の預入限度額が引き上げられることは、地域金融機関にとって、預貯金が流出するリスクが高まることを意味している。

また、全国銀行協会の「よりよい銀行づくりのためのアンケート（2012年度）」では、ゆうちょ銀行の口座を保有する人の割合は約8割と他の金融機関よりも割合が高いことがわかっており、ゆうちょ銀行の利用者は多い。その利用者の中には、限度額が1,000万円に設定されていることから、預入額を増やしたくても増やせない人がいる可能性

もある。ゆうちょ銀行利用者のうち、同銀行の口座に800万円超預けている人の割合は11.9%とされ、^(注7) そのような人の中には、限度額が引き上げられれば、預入限度額を増やす人もいると考えられる。地域金融機関の中には、今後予想されるゆうちょ銀行への資金シフトを警戒する動きも出てきている。例えば、千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行は、支店の入出金管理や事務を共同で外部に委託し、店舗網を維持しながら運営コストを抑えることにより、ゆうちょ銀行との競争にも備えている（日本経済新聞2015年10月29日付）。

（注7）内閣官房「第6回郵政改革関係政策会議」（10年2月22日開催）資料。

（4）地銀の対応

以上をまとめると、地方圏では現時点で既に人口よりも個人預貯金の割合が低いが、今後、人口減少のスピードが速まり、相続による預貯金流出が進むことで、三大都市圏との預貯金の格差はさらに広がるものと思われる。

そうした問題への対応策の一つとして、預金残高の大きい地銀を中心に経営統合が進んでいる。15年以降の経営統合の動きをみると、15年10月に肥後銀行と鹿児島銀行が経営統合し、九州フィナンシャルグループが設立された。16年4月には横浜銀行と東日本銀行が経営統合し、コンコルディア・フィナンシャルグループが設立される。両銀行の預金残高合計は13.8兆円（15年9月末）^(注8) と経営統合行の中で最大規模となる。また、15年11月2日には、足利ホールディングス

と常陽銀行が株式交換による経営統合に関して、基本合意したことが発表された。経営統合に踏み切った金融機関の多くは、県内における預金・貸出シェアがトップの大手である。つまり、経営が困難な状況に直面してから再編したというよりは、今後の人口減少による預金や貸出先の減少等を考慮し、先陣を切ったものとみられる。今後も大手行に止まらず、経営環境が厳しい地域金融機関においても、再編が進むものと予想される。

地域金融機関は、経営基盤強化の拡充、経営効率化、金融機能の拡充のために、再編という手段をとるという選択もあるが、一方で、地域経済そのものを活性化することによって、経営基盤を強化することも必要だと考えられる。時を同じくして、15年からは地方創生政策が動き始め、金融機関の積極的な関与が求められている。

（注8）横浜銀行と東日本銀行の決算説明資料。

3 地域金融機関と地方創生の関わり

（1）地方創生に積極的な姿勢を示す地域金融機関

人口減少の克服、地方の成長力確保という構造的な問題に取り組むため、14年末に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、これを実現するための5年間の目標や、施策の基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定された。地方公共団体は、遅くとも15年度中には、独自

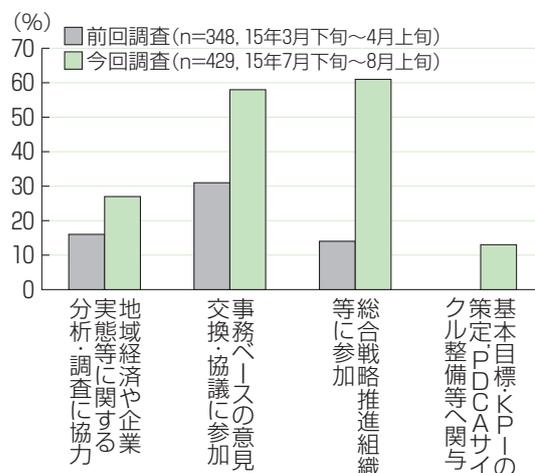
の地方版総合戦略を策定することになっており、策定にあたっては、産業界・大学・金融機関・労働団体等、様々な主体の参画が求められている。まち・ひと・しごと創生本部（以下「創生本部」という）から金融機関へは、①地方版総合戦略の策定への協力、②国の総合戦略や地方版総合戦略の推進に向けた協力、③「地域企業応援パッケージ」に基づく取組みを要請している（まち・ひと・しごと創生本部（2015a））。

こうした要請に金融機関がどのように対応しているかについては、創生本部が15年7月下旬から8月上旬に、全国銀行、信用金庫、信用組合、政府系金融機関の計523機関に対してモニタリング調査を実施した。それによれば、地方版総合戦略の策定にあたって、地方公共団体と何らかの接触があった金融機関の割合は82%を占め、3月実施調査から1割以上昇した^(注9)。

対象となった金融機関の65%が地方版総合戦略の策定に関与している。その内容をみると、約6割が「事務ベースの地方版総合戦略の検討に係る意見交換・協議に参加した（している）」と「総合戦略推進組織等に参加した（している）（地方版総合戦略の策定メンバーとなっている）」を回答し、どちらも3月実施調査より、回答割合が大きく上昇した（第6図）。

他方、地方公共団体サイドにおいては、9割以上で地方版総合戦略の策定に金融機関が関与しているか、関与が決まっていると回答している^(注10)。つまり、ほぼ全ての地方版総合戦略に金融機関が関与しており、その

第6図 地方版総合戦略の策定への関与内容
(複数回答)



資料 まち・ひと・しごと創生本部「地方創生への取組状況に係るモニタリング調査結果」
(注) 「基本目標・KPIの策定、PDCAサイクル整備等へ関与」は前回調査では設問項目に含まれていない。

関与の割合も高まってきたことがわかる。

地方創生に向けた金融機関の態勢整備では、金融機関の66%が「新たな組織・専門チームの立ち上げまたは関連部署・窓口の明確化」を回答した。1割が態勢整備を検討中としているが、そのうち半数近くが16年3月末までの実施を予定している。また、金融機関の約6割において、地方創生の推進に向けて、経営戦略や経営計画に新たな項目や施策を盛り込んでおり、意欲の高さがうかがえる。

一方、農協は、全中が15年8~9月に実施した調査によると「…地方版総合戦略の策定に参画するJA数が336に上る（中略）うち199JAは、就農支援など総合戦略に盛り込むための具体的な取組みを進めている」（日本農業新聞2015年11月21日付）。15年4月時点では、地方版総合戦略に関わっているのは43組合であったことから、農協に

においても地方公共団体との連携が進んでいることがわかる。ほかにも地方公共団体と協力して、地元食材を使用した料理を提供するレストランや、農産物直売所の利用に特化したプレミアム付き商品券を発行し、農産物の地産地消に取り組む農協もある。^(注11)

(注9) まち・ひと・しごと創生本部(2015年4月)「『地方版総合戦略の策定等に向けた取組状況』に関するアンケート結果」。全国銀行、信用金庫、信用組合の計517金融機関を対象にしたアンケートであり、実施時期は15年3月下旬から4月上旬。

(注10) 同調査の金融機関から回答を得た地方公共団体毎の関与状況を、地方公共団体別に集計したもの。回答した地方公共団体数は1,788。

(注11) JAおうみ富士は守山市と協力し、ファーマーズ・マーケット「おうみんち」で使用できるプレミアム付き商品券を販売した。

(2) 地域金融機関の地方創生への取組み

国の総合戦略では、「1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」(以下「しごと」という)、「2. 地方への新しいひとの流れをつくる」(以下「ひと」という)、「3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」(以下「結婚・子育て」という)、「4. 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」の4つの基本目標が掲げられている。ニッキンレポートでは、インターネットのホームページ等で調査した金融機関の地方創生における取組みを詳細に紹介している。第2表は、その取組みを地域金融機関に絞って、筆者なりに「しごと」「ひと」「結婚・子育て」に整理して示したものである。

まず「しごと」に関しては、観光と農業に関するファンド設立の動きが目立った。特に、観光産業関連の中小・中堅企業に対して出資を行うことにより、観光の活性化を目指すファンドについては、地方創生政策の開始以前はあまりみられなかったが、15年に入ってから設立数が増えている。地域金融機関が(株)地域経済活性化支援機

まず「しごと」に関しては、観光と農業に関するファンド設立の動きが目立った。特に、観光産業関連の中小・中堅企業に対して出資を行うことにより、観光の活性化を目指すファンドについては、地方創生政策の開始以前はあまりみられなかったが、15年に入ってから設立数が増えている。地域金融機関が(株)地域経済活性化支援機

第2表 地域金融機関による地方創生への取組事例

		金融商品	金融商品以外の取組み
取組内容の分類	しごと	農業	◎農業に関するファンド(6次産業化, 農業法人) ◎農業融資の取扱い
		観光	◎観光の活性化に関するファンド
	ひと	地方移住	◎移住・定住促進のための住宅ローンの金利優遇 ◎空き家解体と空き家活用に関するローンの取扱い
		結婚・子育て	◎結婚・子育て資金贈与専用口座の取扱い ◎子育て支援定期預金等の取扱い ◎子育て世帯の各種ローン(リフォーム, 教育, マイカー)の金利優遇 ・産休・育休期間の住宅ローン(産休期間の元金据え置き) ・プライダールローンの金利優遇
		◎農業セミナー ・農業関連の商談会	
		◎インバウンドに関するセミナー ・地元のPRイベント ・ホームページに地元の観光情報を掲載 ・観光パンフレットの作成 ・食や観光関連の商談会 ・新型外貨為替両替機を空港に設置	
		・移住・定住推進のための情報冊子の発行 ・移住に関する相談窓口・担当部署の設置 ・移住に関する資金(マイカーローン, 開業資金等)の相談対応	
		・結婚支援サービス ・金融機関の店舗内に「赤ちゃんの駅」を設置	

資料 ニッキン(日本金融通信社)「ニッキンレポート」15年9月21日, 9月28日, 10月5日, 10月12日, 11月2日を参考に作成。
(注) ニッキンレポートから地域金融機関の取組みを抜粋し, 取組件数が10件を超えるものには◎をつけた。

構(注¹²)と連携して設立した観光の活性化に関するファンドは、15年11月までで14本に上る。ファンド以外にも、地元のPRや物産展を県外で行ったり、パンフレットや金融機関のホームページに観光情報のページを作成したりするなど、地元情報の発信を行っている地域金融機関もある。また国内だけでなく、海外からの観光客を狙ったインバウンドのセミナー開催を行う事例もみられる。

一方、農業関連のファンドでは、6次産業化に取り組む企業への出資を目的としたファンドの設立が増えており、(株)農林漁業成長産業化支援機構(注¹³)と地銀や信金が連携して設立したものは、15年9月末までで50件に上る(15年9月ニッキン調べ)。ほかにも地銀や第二地銀が農業法人投資育成制度の下、日本政策金融公庫との共同出資でファンドを立ち上げて、農業法人へ出資するケースもあり、15年12月10日までに8件が設立された。

次に「ひと」に関しては、地方移住支援のために、移住や定住に関する住宅ローンを提供している地域金融機関が多くみられる。典型的なのは、地方公共団体が移住者・定住者に関する助成金制度を設立し、その地方公共団体と連携して、地域金融機関が助成金制度の対象者へ住宅ローンの金利優遇を行うケースである。金融商品のほかには、移住・定住に関する相談窓口を設置する地域金融機関もある。

最後に「結婚・子育て」については、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の

非課税措置に対応して、その口座を取り扱う地域金融機関が多くみられる。また、子育て支援関連の金利上乘せ預金商品の取扱いや、子育て世帯の各種ローンの金利優遇を行うケースもある。それらの商品の中には、子どもの人数が多いほど、金利面のメリットが大きい商品が多数ある。第1節で述べたように、若い世代の金融資産は比較的少ないため、以上のような金融商品は、子どもを持つ若い世代の資産形成の一助となる可能性もある。

これらの取組みを概観すると、「しごと」に関してはファンドを活用し、「ひと」「結婚・子育て」など個人を対象とするものについては、預金商品やローンの取扱い、またそれらの金利優遇を行っているケースが多い。金融商品以外でも、総合戦略のテーマに沿ったセミナーや商談会の開催など、幅広く対応している。また、個別行が単独で取り組むだけでなく、地域や県域を同じにする地域金融機関が連携する事例もみられる。例えば、観光の活性化に関するファンドでは、地方公共団体を軸として複数行がファンド設立に参加するケースがみられるし(第3表)、地方移住に関しても、地方公共団体とその市内に支店を置く複数の金融機関が連携する事例もある。三島信用金庫、伊豆の国農協、静岡銀行、スルガ銀行、静岡中央銀行は「伊豆市移住定住促進に係る協同に関する協定」を伊豆市と締結しており、若者定住促進補助金の利用者に対して、住宅ローンの金利優遇や地域特産品の贈呈を行っている。

第3表 地域金融機関の連携例(観光に関するファンド)

(単位 億円)

	参加行	ファンド総額	設立日
わかやま地域活性化ファンド*	紀陽銀行, きのくに信用金庫, 新宮信用金庫	10	14年1月24日
沖縄活性化ファンド*	琉球銀行, 沖縄銀行, 沖縄海邦銀行, コザ信用金庫	20	15年6月1日
ALL信州観光活性化ファンド	八十二銀行, 長野銀行, 長野県信用農業協同組合連合会, 長野県信用組合, 長野信用金庫, 松本信用金庫, 諏訪信用金庫, 飯田信用金庫, 上田信用金庫, アルプス中央信用金庫	12	15年3月31日
しずおか観光活性化ファンド*	静岡銀行, スルガ銀行, 沼津信用金庫, 富士信用金庫, 富士宮信用金庫, 三島信用金庫	13	15年3月31日
九州観光活性化ファンド	大分銀行, 熊本銀行, 親和銀行, 福岡銀行, 宮崎銀行	50	15年10月1日

資料 各種ウェブサイトより作成

(注) ファンド総額が10億円以上のみ記載。

以上、「しごと」「ひと」「結婚・子育て」における地域金融機関の取組みをみてきたが、基本目標の4つ目である「4. 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る」とともに、「地域と地域を連携する」に資する取組みも出てきている。一例を挙げると、高齢者等の交流の場の提供を目的として、古民家から喫茶店へ改装する資金に対し、愛媛銀行が日本政策金融公庫と協調融資を行っている。「歌える喫茶店」があればいい、という地域の声を聞いて、古民家の家主が喫茶店の開業を計画し、それを愛媛銀行等が支援したものであり、まちづくりの一環として地域活性化に資することが期待されている。このように地域住民のニーズを拾い上げ、それに柔軟に対応していくことも、地域金融機関が今後さらに求められる役割の一つだろう。

(注12) 中小企業やその他の事業者の事業の再生支援及び地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うことを目的とし、事業再生支援業務と地域経済活性化事業活動支援業務に取り組んでいる。資本金は預金保険機構等が出資。

(注13) 農林漁業者と他産業の事業者が連携し、共同出資する会社を支援対象とし、出資を行う。資本金は国と民間企業が出資。

(3) 地域経済の活性化に向けて

まち・ひと・しごと創生本部(2015c)によれば、15年12月中には都道府県では9割強、市区町村では6割が地方版総合戦略を策定するとされており、各自治体の地方創生への足並みがそろいつつある。また、国は地方創生の第二ステージに向け、創生本部内に「地域しごと創生会議」を新設した(15年11月17日)。これは、地域の経済・社会的課題の解決に資する取組みについて、官民が協力してその発掘と支援を行うために、基本的な方針を明らかにすることを目的としている。この会議には、全国地方銀行協会会長が一員として参加しており、地域金融機関の知見が期待されている。具体的には、開催回ごとに、①地域の魅力のブランド化(ローカル・ブランディング)、②地域の技の国際化(ローカル・イノベーション)、③地域のしごとの高度化(ローカル・サービス生産性)、④魅力的なまちづくり、事業環境整備といったテーマを設定し、そのテーマに関係する地域のモデル的な取組事例を会議で発表し、その実現・普及に必要な政策的課題を討議することとなっている。

地方創生は、地域金融機関にとって経営基盤の強化にも繋がる、地域経済の活性化を目指しており、地域金融機関はこの全国的な動きを追い風とし、より積極的に関与することが求められよう。地域金融機関による地方創生の取組みの中には、これまでの地域密着型金融の延長であるものも多いが、地域を同じにする他の地域金融機関と協力するなど、これまでにあまりなかった連携の動きもみられるようになってきている。地方創生では産学官との連携も求められており、地域金融機関は大学や高専と連携協定を締結したり、企業や大学と連携してセミナーや寄付講座を開催したりしている。

今後も様々な主体が参加し、互いの知見を持ち寄ることで、地域金融機関が単独ではできなかったような方法により、地域経済の活性化へ貢献できる可能性も高い。地域金融機関は様々な主体とのネットワークを持っていることから、自らが核となり、連携を生み出す役割も期待される。

おわりに

15年に動き始めた地方創生政策であるが、地域金融機関はこれまでに様々な取組みを積極的に展開してきた。16年は、地方版総合戦略に基づく具体的な事業が本格的に推進される年であり、これを軌道に乗せていくためにも、地域金融機関は今後も様々な面で活躍が期待されるだろう。また、第1節でみたとおり、家計における金融資産の

保有状況の格差は年々拡大する傾向にある。国が展開する施策は、金融資産の多い世帯への優遇となるものも多いが、地域金融機関や地方公共団体は、地域の声にしっかりと耳を傾け、それぞれの地域の実情に合った役割を発揮することが必要であろう。情勢がめまぐるしく変化するなかで、地域金融機関は感覚を研ぎ澄まし、自らが根を下ろす地域のために、総力を挙げて対応していくことが求められている。

<参考文献>

- ・青木美香（2014）「相続で多発する家計資産の地域間移動～加速する大都市圏への資産集中～」『三井住友信託銀行 調査月報』9月号
- ・金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」各年版
- ・金融庁（2015）「NISA口座の開設・利用状況調査（平成27年6月末現在）」
- ・全国銀行協会（2012）「よりよい銀行づくりのためのアンケート（2012年度）」
- ・総務省統計局（2015）「家計調査年報（貯蓄・負債編）平成26年（2014年）」
- ・ニッキン（日本金融通信社）「ニッキンレポート」2015年9月21日、9月28日、10月5日、10月12日、11月2日
- ・日本銀行（2014）「金融システムレポート」4月、59～62頁
- ・日本銀行（2015a）「人口減少に立ち向かう地域金融——地域金融機関の経営環境と課題——」5月、7～8頁
- ・日本銀行（2015b）「2014年度の銀行・信用金庫決算」7月、2～6頁
- ・まち・ひと・しごと創生本部（2015a）「地域の成長戦略実現のための金融機関との連携について」4月
- ・まち・ひと・しごと創生本部（2015b）「地方創生への取組状況に係るモニタリング調査結果」10月
- ・まち・ひと・しごと創生本部（2015c）「地方版総合戦略の策定状況」11月

（さとう さき）

パワーポイント

最近密かな自慢がある。パワーポイントが使えるようになったことだ。講演資料などでよく見かける、色付きの説明資料(A4版)のことである。最初は他人の上書き修正をしていたが、コツがわかると作るのは案外楽しい。論点を箱にして、キーワードを並べる。関係は矢印などで表す。図表を切り貼る。色を塗る。そのうち内容よりも字数合わせやレイアウトや色合いに熱中する。レゴの組み立てのようだ。出来上がると「それらしく見える」から不思議なものだ。今では簡単な説明資料や講演資料は自分で作っている。

ただ、慣れるにつれ、この道具の「危なさ」も見えてきた。見栄えと視覚的訴えで事実や論理のデフォルメができる。現実を単純化し、類型化し、分かりやすい対比軸にする。都合悪いことは省略する。そこに厳格なロジックは要らない、プロセスも捨象できる、根拠の数字検証も不要だ。手のかかる関係者調整や乗り越えるべきハードルは別の箱に入れて、「連携」とか「協調」とか「共有」といったきれいな言葉で、色つき矢印で結んでしまえば「完成」する。要はかなり恣意的にシナリオを作ってしまう。多分、論文からパワーポイントを作ることはできるが、パワーポイントから論文を書けはしない。イメージの羅列で済むから。だから私でも人前で話す資料ができる。

最近、パワーポイントは世にあふれている。白書のような政策文書でも見かける。いや、政策自体がパワーポイント化、スローガン化の風情がある。単線化された目標～KPIと実現へのPDCA。

今机上に農政の資料がある。説明を聞かずに紙だけ「見る」と、どうもうまく咀嚼できない。基本政策は、「需要フロンティア」「バリューチェーン」「生産現場」「多面的機能」の4つの箱がポンと宙に浮かんでいる。そして10年間で所得倍増だ。私の読解力不足は認めるにして、何を優先し、どう解決と行動の道筋を立てていくのか。地域の農業者、関係者にどんなメッセージが届くのか。

次に農地集積の絵。「対策前」は、複数のお年寄り農家と背の低い若手が分散圃場にぼんやり立っている。「対策後」は背の高くなった若手が集約化された圃場でニコニコ、年寄りは隅っこに引退。「預かった農地でがっちり稼ぐぞ」と若手、奥さんは「六次化に取り組むぞ」、年寄りは「水路や農地はみんなで守ろう」の吹き出し。何だか進学塾の宣伝風である。「やればできる」「私もできました」——どうこの絵を実現するか、現場では関係者が地道に試行錯誤の途上だ。本当

に地域の悩みに向き合っているか…この感じはパワーポイントの持つ図式化の弊害だろう。現実の微妙な色合いは一色に、政策目標は「使用后」に単線化する。

ここで私は、お隣の韓国を思い出す。先日、私は最近の韓国農政の資料を読み、ある驚きを禁じ得なかった。

米韓FTAを前にした議論のトーン。“韓国の発展を阻んでいるのは古い制度と慣行だ。規制開放を”（2006年）。農政改革の議論“これまでの政府の農業保護は構造改革を実現できなかった。需要創出が不十分だ。農業の範囲を食品産業と輸出まで拡張して強い農業を目指す。産業主導で更なる選択と集中を”（08年）…今から8～10年前の話だ。そして程なく、政府主導で農協改革に着手する。経済事業に専念させ、協同組合から株式会社へと（11年）。

一連の発想と流れに既視感を持つのは私だけか。ではこの結果はどうなったか。日本向けパブリカ輸出は喧伝されるが、全体の自給率はどうか、49%に上るソウル圏一極集中の歯止めはかかったか、規模拡大と所得向上は実現したか、世代交代は進んだか、その後の足取りを我々は知る必要がある。

一方で、腰の据わった印象を与えるのがフランスの農政である。フランスでは1960年の基本法以来、一貫して「家族農業経営の近代的発展」を軸に据え、構造改革を実現し農業大国となった。じっくりと農業者育成、就農支援の循環を守る。農地集積・整備、若手就農支援、共同経営法人、3つの制度を軸に地域ごとの農業経営像を明確化し、地域主導で世代交代を促し、構造改革と競争力を手にした。国民は（農家が少数派になっても）、「食と農」の質の高さ・多様性に対する、あるいは田園に対する理解と誇りで一連の農政を支持した。一昨年の基本法改正のテーマは「環境の重視、過度な経営集中の排除、世代の更新」だそうだ。

類型的な議論こそ禁物と言いながら恐縮だが、今やこの議論を避けるわけにはいかない。日本農業は今、世代交代期にあり、各地で農地や設備の新たな担い手への引継ぎが多様な形で進行中だ。この局面で地域の多様性を捨象したり、大局感を歪めるパワーポイント的単純化の議論は危険である。研究者はこの手の議論には、事実の分析と論理の点検によって大局感や論点の欠落を補正する義務がある。一方で現場もまた、閉鎖性を捨て間口広く地域の解決にとって必要な取組みに挑戦すべき時だ。研究者は、傍観者的評論ではなく事例や切り口や考え方を示すことで実践的な支援が求められる。いずれにしても研究者の出番だ。

悲しいことに私は今、パワーポイントを見ながらこの原稿を書いている。

（株）農林中金総合研究所 代表取締役社長 古谷周三・ふるやしゅうぞう）

日本農業の現状と見通し

主事研究員 若林剛志

〔要 旨〕

本稿の主な目的は、日本農業の基本的な要素の現状と見通しを示すことにより、日本農業のおかれた状況を整理することであり、それを踏まえて、2015年3月に決定された食料・農業・農村基本計画の特徴のうち3つについて論じる。

農業労働力については、絶対数が減少し、今後15年程度は高齢者に偏った特異な状況が続くと推察される。生産については、経営規模の拡大等はあるものの当面農業部門の国内生産量や生産額が増加することは見込みにくい。農地についても耕地の増加は困難であり、今後の農地中間管理機構による遊休農地利活用の動きが注目される。

また、基本計画については、「日本再興戦略」や「農林水産業・地域の活力創造プラン」が前提となっており、車の両輪のうち産業としての農業を推し進めることの比重が増したと言えよう。しかし、このような産業としての農業を推し進めていく際に、農村社会の維持にも注意する必要がある。

目 次

はじめに	4 農地の現状と見通し
1 基礎的条件としての比較劣位	(1) 農地の現状
2 農業労働力の現状と見通し	(2) 農地の見通しと対策
(1) 農業労働力	5 生産の現状と見通し
(2) 基幹的農業従事者数	(1) 生産量とこれを取り巻く需要および輸入
(3) 「農業構造の展望」にみる見通し	(2) 生産額
(4) 基幹的農業従事者数の見通し	(3) 生産の見通し
(5) 新規就農者数の推移と見通し	6 食料・農業・農村基本計画
3 農業経営体と農家数の現状と見通し	おわりに

はじめに

日本の農業政策は成長産業化へ向けて舵が切られているが、その実現に向けては海図と羅針盤が必要であろう。海図とは現状認識であり、農林業センサス（以下「センサス」という）等を通じた現状の確認はより正確な海図の作成に不可欠である。そして、10年先を見据えて作成される食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という）は、日本農業の羅針盤となるべき指針であり、これらを踏まえておくことが、操舵の要である。

本稿の主な目的は、日本農業の基本的な要素の現状を示し、農林水産省が公表している今後の展望や筆者の考える見通しを示すことにより、日本農業のおかれた状況を整理することである。また、それを踏まえて、2015年3月に決定された基本計画を取り上げ、その特徴のうち3つについて述べる。

第1節では、日本農業の状況を考える上で前提となる比較劣位について述べ、第2節から第5節は、11月に公表された「2015年農林業センサス結果の概要（概数値）」も利用して農業の基本的な要素である農業労働力、農業経営体と農家、農地、そして農業生産の現状と今後の見通しを述べる。その結果を受けて、第6節では基本計画の特徴について論じる。

1 基礎的条件としての比較劣位

日本農業は比較劣位の状態にあると言って差し支えないであろうし、このことが日本農業を取り巻く様々な問題、後述する農業の生産面および投入要素が示す数値推移の根底にあると考えられる。現状を踏まえるうえで前提となる基礎的な条件と言い換えてもよい。比較劣位の状態は、日本が農業以上に他産業で生産性を上昇させ続けた結果である。そこに国境障壁の削減が加わって、比較優位に従った生産の特化が進みやすくなっているとみることができる。

日本農業は、不利な条件の下で行われている。農業の基礎的な条件不利としては、寒冷地、乾燥地など気候的なものもあるが、日本農業にとって他の国・地域との貿易上の不利を考える上で考慮すべき代表的なハンデキャップは、農業に適した人口当たり土地資源賦存量の少なさと、傾斜など地形上の不利である。商工業と比べ土地を豊富に使用する土地利用型農業においては、広大で平坦な農地を利用可能な国と比べ、日本の農地の現状は著しく不利であるし、そうした土地資源の制約は生産性の伸びを逡減させる。従って、現在の日本では、世界の食料基地である国々のように、世界へ向けて農産物を大量かつ安価に供給することはほとんど考えられていない。

畜産においても肉牛では同様のことが言える。日本では牛肉を輸出する国々と比べ、

放牧や粗飼料供給のために豊富な農用地を利用することは難しい。

一方で、日本の農業生産者は農地とは別の資源、例えば施設や労働を多く利用した経営を行っている。これにより、生産物の品質を向上、安定化させたり、あるいは端境期の需要に対応すべく努力し、農地賦存量というハンデキャップを可能な範囲で回避しながら生産を行っている。また、国内生産に有利な特徴をもつ農産物、例えば劣化が速く、距離的近さが有利となる農産物を供給する体制を整えながら経営を行っている。葉物野菜などの自給率の高い農産物がこの典型である。

このように、日本の農業でも品目により様相が異なることは周知の通りであるが、日本農業を総括してみた場合は、農地賦存量の制約が大きな規定要因となっている。以下の各節ではその点を踏まえながら農業の個別要素についてそれぞれ概観していくこととする。

2 農業労働力の現状と見通し

(1) 農業労働力

農業労働力の統計には、主に農業従事者、農業就業人口、基幹的農業従事者の3種類がある。

農業従事者は「15歳以上の世帯員のうち調査期日前1年間に自営農業に従事した者」、農業就業人口は「農業従事者のうち調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事

した者のうち、自営農業が主の者」、基幹的農業従事者は「農業就業人口のうち、ふだんの仕事として主に自営農業に従事している者」と定義されている。

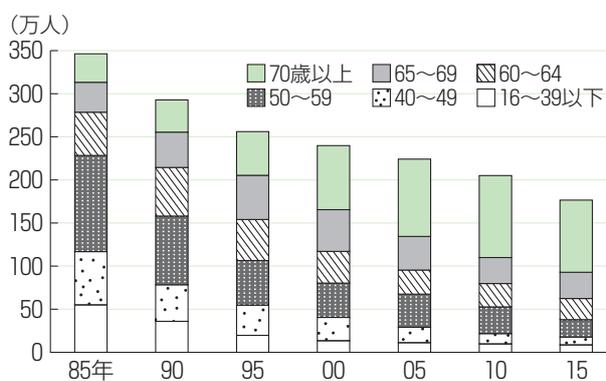
従って、この3つのうちでは農業従事者が339万人（15年、概数値）と最も多く、農業就業人口が209万人（同）、基幹的農業従事者が177万人（同）と最も少ない。稲作は兼業農家が多く、基幹的農業従事者となることが少ないため、全体的な農業労働力の特徴を把握するには基幹的農業従事者以外も考慮する必要がある。一方で、酪農、施設野菜など専業専作化が進んでいる品目に自ら営んでいる場合には、基幹的農業従事者がより実態を反映しているという特徴がある。

(2) 基幹的農業従事者数

ここでは11月に公表された2015年センサスの概数値を用いて基幹的農業従事者数の年齢階級別推移と現状を確認する。

基幹的農業従事者数の推移（第1図）をみると、全体の絶対数が減少していること、

第1図 基幹的農業従事者数の推移



資料 「農林業センサス」各年

高齢階級の全体に占める割合が高まっていることがわかる。基幹的農業従事者数は、85年の346万人から15年には177万人と30年の間に半減している。前回2010年センサスから2015年の間では14%減少した。また、60歳未満層は、85年当時は228万人と全基幹的農業従事者数の66%を占めていたが、15年には38万人と全基幹的農業従事者数の21%に低下した。

基幹的農業従事者数が減少していることは、他産業に比した農業の生産性が密接に関係している。一方、高齢階級の割合が高まっていることの背景には、昭和一桁世代が多かったことと若い世代の就農が減ったことに加え、以下に述べるように平均余命が延びたことと基幹的農業従事者の定義も^(注1)ある。

厚生労働省が公表している完全生命表によれば、日本人の平均余命は、戦後だけで男性が29.5歳、女性では32.3歳も伸びている。^(注2)この結果、年齢階級別でも高齢階級の創設など山裾が長くなり、人口分布上の広がりが生じた。そして、人口が多いことを示す山の位置が高齢階級にずれた。

こうした基幹的農業従事者数の年齢構成の変容とともに、センサスの人口の年齢階級区分も変更された。センサスでは、85年までは70歳以上は一括りの階級となっていたが、90年からは75歳以上が、05年からは85歳以上が最高齢階級となっている。70歳を超える年齢階級の増設は70歳以上層の基幹的農業従事者数の多さを示しており、2015年センサスでは総数の47%を70歳以上層が

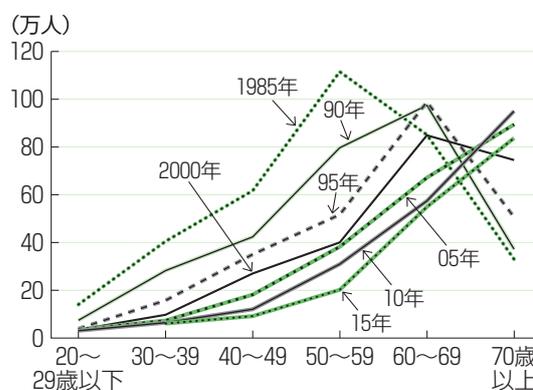
占めるまでになっている。

基幹的農業従事者の定義は、「農業就業人口のうち、ふだんの主な状態が『仕事为主』の者」である。この定義は、定年退職によりふだん農業に従事することが可能となった定年帰農者などが統計上の捕捉対象となる。これは、基幹的農業従事者のみならず農業において高齢の生産者が多い理由のひとつである。^(注3)

第2図は年齢階級別の折れ線グラフである。これまでの特徴は、おおむね年を追うごとに折れ線グラフが下方へシフトしていること、2000年までは70歳未満層のいずれかに基幹的農業従事者数のピークがあったが、05年からは70歳以上をピークとする右肩上がりのグラフとなったことである。2015年センサスにおいて特徴的なのは、70歳以上層の基幹的農業従事者数がそれまでの増加から、10年から15年にかけては減少に転じたことである。

60歳代は、定年帰農者が農業をふだんの仕事とする時期であり、概して50歳代から

第2図 年齢階級別基幹的農業従事者数の推移



資料 第1図に同じ

(注) 10歳を1階級としており、20歳未満層は除いた。

第1表 年齢階級別基幹的農業従事者数の推移(コーホート)

(単位 万人)

出生時期		85年		95		05		15	
コ ー ホ ー ト	1966～75年生	-	-	20～29	3.9	30～39	7.3	40～49	9.2
	1956～65年生	20～29歳	14.1	30～39	15.7	40～49	18.1	50～59	20.2
	1946～55年生	30～39	40.5	40～49	35.0	50～59	38.2	60～69	55.0
	1936～45年生	40～49	61.8	50～59	51.7	60～69	67.2	70～79	56.1
	1926～35年生	50～59	111.5	60～69	98.9	70～79	74.5	-	-

資料 第1図に同じ

60歳代を結ぶ線の傾きは、その他の年齢階級と比べ大きい。15年においては、40歳代から50歳代を結ぶ線の傾きはこれまでの40歳代から50歳代を結ぶ線の傾きと比べ小さく、しかもこれまでで最下方に位置しているが、50歳代から60歳代を結ぶ線の傾きは大きく、他の年齢階級と比べ60歳代に多くの基幹的農業従事者が分布していることがわかる。

期間は短いものの、出生時期を同じくする年齢階級(コーホート)の動向を確認したのが第1表である。同一コーホート内において大幅な数値の増加傾向が確認できるのは60歳代であり、かつ95年に60歳代だった昭和一桁世代では異なるものの、1936～45年生まれおよび1946～55年生まれにおいては60歳代がピークとなっている。表には示していないが、60歳代の中でも、近年の基幹的農業従事者数のピークは65～69歳にある。その後、70歳代になると、リタイアする者が増加する傾向にあり、基幹的農業従事者数は減少に転じる。

とはいえ、95年、05年、15年とそれぞれの時期に60歳代であった者の数を比較すると、98.9万人、67.2万人、55.0万人と減少傾

向にある。それぞれ減少してはいるものの、15年の60歳代は団塊の世代が含まれるためある程度下支えされ、05年の60歳代と比べ12.2万人の減少にとどまっている。

(注1) 多くの場合、ある国の労働力人口が増加しているにもかかわらず、農業部門の人口は減少していく。一方で、これは他部門の従事者数が増えることでもある。この現象が起こる主な要因は、農業部門と他部門との労働の限界生産力の差による他部門への移動の誘引と農業部門の生産性そのものの向上による労働の他部門への振り向けにあり、これを単純化した二重経済論は現在でも有力な学説である。

(注2) 完全生命表によれば、1947年ではそれぞれ男性50.1歳、女性54.0歳であった0歳児の平均余命は、10年には79.6歳、86.3歳となった。

(注3) 概して農業は他産業より高齢の従事者が多い。例えば総務省「就業構造基本調査」では、02年の(農業主を含む)自営業主の平均年齢は56.2歳である。同じく02年の農業構造動態調査によれば、基幹的農業従事者の平均年齢は62.7歳となっている。

(3) 「農業構造の展望」にみる見通し

農林水産省は基本計画とともに「農業構造の展望」を公表した。これによれば、基幹的農業従事者と雇用者(常雇い)の合計である農業就業者数は、趨勢的に変化すれば10年の220万人から25年には170万人、最近の新規就農者数の増加等を考慮すれば25年に184万人になることが展望されている

第2表 農業就業者数の見通し

(単位 万人, %)

	15～19歳	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80歳以上	合計	60歳未満層の割合	60歳以上層の割合	60歳代の割合
10年	0.3	6	10	15	34	59	70	26	220	29.6	70.4	26.8
25年(趨勢)	0.3	6	11	13	17	40	42	41	170	27.8	72.2	23.5
25年(展望)	0.7	12	15	16	17	40	42	41	184	33.0	67.0	21.8

資料 農林水産省「農業構造の展望」を基に筆者が一部加筆
 (注) (趨勢)は2010年までの傾向が続いた場合の試算であり、(展望)は(趨勢)と同じ傾向をもつが、若年層が新規就農により倍増することを前提に試算している。

(第2表)。50歳未満の農業就業者数が10年の31万人から25年(趨勢)では30万人に減少するものの、25年(展望)では44万人に増加している。

10年も25年の趨勢も、農業就業者全体に占める60歳未満層の割合は3割以下の水準にある。この数字から確認されることは、10年後においても、依然として高齢階級に属す農業就業者が厚く存在するという点である。但し、更にあと10年、すなわち35年頃には様子も変わってくるであろう。それは団塊の世代が現時点における平均寿命の水準を超えるためである。その頃は、今と比べれば年齢階級別にみた分布の偏りは少なくなっていることが予想される。

(4) 基幹的農業従事者数の見通し

基本計画が想定する10年程度先において、基幹的農業従事者の絶対数は高齢者のリタイアとともに減少することが予想される。リタイアの要因として、高齢であることはもちろんのこと、主に土地利用型農業において「人・農地プラン」を背景に農地を集約し、農業経営を行う人とそれ以外が区分され、農業をやめる者がでてくることがある。

加えて、2015年センサスによれば、50歳代は20万人と少ないことから、2025年センサスで60歳代となる者の数はこれまでと比べ大きく減少することが予想される。

年齢階級別については、60歳未満とそれ以上、あるいは生産年齢人口とそれ以外の人口割合の急激な変化はないことが見通される。他産業への労働吸収が続くなか、農業に従事し続けた戦前生まれの世代や団塊世代のようにそもそも人口が多いこと等の特殊要因に照らし、30年頃までは15年時点と同様に高齢層に偏った状況が続くと考えられる。

(5) 新規就農者数の推移と見通し

新規就農者数は減少傾向にあるものの、最近4年間は5万人台で推移している(第3表)。内訳をみると、圧倒的に多いのは農家子弟の就農である新規自営就農者である。全体の中では少ないものの、新規雇用就農者や新規参入者の新規就農者数に占める割合はおおむね上昇傾向にあり、13年では約2割を占めるに至っている。表には示していないが、新規就農者数のうち40歳未満の者は1.3万人から1.4万人で推移している。

第3表 新規就農者数の推移

(単位 人)

	06年	07	08	09	10	11	12	13
新規就農者数	81,030	73,460	60,000	66,820	54,570	58,120	56,480	50,810
新規自営就農者	72,350	64,420	49,640	57,400	44,800	47,100	44,980	40,370
新規雇用就農者	6,510	7,290	8,400	7,570	8,040	8,920	8,490	7,540
新規参入者	2,180	1,750	1,960	1,850	1,730	2,100	3,010	2,900

資料 農林水産省「新規就農者調査」

08年に開始された農の雇用事業では新規雇用就農者、12年に開始された青年農業給付金制度では、新規参入者や新たな作日に挑戦する新規就農者を対象としていることから、新規就農者数、特に新規雇用就農者と新規参入者数にこれらの制度の後押しがあることが推察される。

農林水産省によれば、新規就農者の約3割が就農後離農しているとされているが、それでも先に示した「農業の展望」で考慮されているように、50歳未満の農業就業者数が増加することを展望している。認定就農者となって地域の人・農地プランに位置付けられたり、経営規模を拡大した法人による雇用が進展するなど、今後の新規就農の動向が注目される。

3 農業経営体と農家数の現状と見通し

15年の農業経営体数は138万となった^(注4)(第4表)。農業経営体のうち家族経営体が134万と大半を占めるが、その家族経営体は10年と比べ約20万減少している。その一方で、組織経営体は増加している。農業経営体のうち法人経営は2.7万あり、そのうち2.3万が組織経営体の法人である。法人の組織形態は

第4表 農業経営体数の推移

(単位 万経営体, %)

	05年 (a)	10 (b)	15 (c)	(b/a)	(c/b)
農業経営体	201	168	138	△16.4	△18.1
うち法人経営	1.9	2.2	2.7	15.8	22.7
家族経営体	198	165	134	△16.8	△18.6
うち法人経営	0.5	0.5	0.4	0.0	△20.0
組織経営体	2.8	3.1	3.3	10.7	6.5
うち法人経営	1.4	1.7	2.3	21.4	35.3

資料 第1図に同じ

株式会社が最も多く1.6万となっている。

この5年間の法人経営数の伸びは約5,500である。センサスの全貌は明らかではないが、「集落営農実態調査」によれば、同期間の集落営農の法人組織数の増加は約1,500で法人経営数増加の約3割弱となっていること、2005年から2010年センサスの間に多くの部門で法人経営数が増加し、そのうち最も増えたのが稲作部門であったことから、2010年から2015年センサス間の変化においても、部門別には稲作部門の法人経営体数の増加が法人経営増加の主要因となっていることが推察される。

法人は、これまで継続的に増加してきている。加えて、13年6月の日本再興戦略では10年後に法人経営体を5万とする目標が掲げられており、政策的な後押しも受けながら、当面はその数が伸び続けることが予

第5表 農家数の推移

(単位 万戸, %)

	95年 (a)	00 (b)	05 (c)	10 (d)	15 (e)	(b/a)	(c/b)	(d/c)	(e/d)
総農家数	344	312	285	253	215	△9.4	△8.6	△11.2	△14.8
販売農家	265	234	196	163	133	△11.9	△16.0	△16.9	△18.7
自給的農家	79	78	88	90	83	△1.1	13.0	1.4	△7.9
土地持ち非農家	91	110	120	137	141	21.1	9.5	14.4	2.9

資料 第1図に同じ

想される。

第5表は農家数である。総農家数、販売農家数はそれぞれ215万戸、133万戸となった。総農家数、販売農家数とも減少し続けており、特に販売農家数の減少率は表に掲げた年ごとに拡大し、15年に10年対比で18.7%減となった

2015年センサスの農業経営組織別経営体数では、販売のあった経営体数124万のうち稲作単一経営体（主部門の販売金額が8割以上の経営体）が63万と半分を占め、同じ傾向が2010年センサスの販売農家の農業経営組織別農家数にもあった。このことから、販売農家の半分程度は稲作単一経営が占められていると推察される。

今回の特徴として、3期15年ぶりに自給的農家数が減少したことがある。自給的農家の多くは高齢世帯であるとみられ、自給的農家から土地持ち非農家となるもののほか、寿命等で農家として捕捉されなくなっ

たこと等が減少の主な要因と考えられる。

また、土地持ち非農家は増加傾向にあるが、10年から15年にかけての伸びは大きく低下し2.9%にとどまった。土地持ち

非農家の増加は、農地の貸出が主な要因であるものの、その伸びの鈍化は、相続等を契機として土地の売却等により完全に非農家となる場合や自給的農家と同様、寿命等で捕捉されなくなったことが背景にあると考えられる。

今後、総農家数、販売農家数は引き続き減少し、高齢農家の絶対数の減少とともに自給的農家も漸次減少することが想定される。

(注4) 本来は営農類型別に、規模などを考慮しながら統計数値を確認する必要があるが、本稿は農業全般の現状のみを示すことにとどめる。

4 農地の現状と見通し

(1) 農地の現状

耕地面積によって農地の状況を確認する^(注5)

1960年から5年ごとの耕地面積をみると、田畑ともに耕地が減少しており、60年から14年の間にそれぞれ田は27.3%、畑は23.4%減少した（第6表）。この間の年次推

第6表 耕地面積の推移

(単位 万ha, %)

	60年	65	70	75	80	85	90	95	00	05	10	14	60~14年 増減率	95~10年 変化
耕地面積(田畑計)	607	600	580	557	546	538	524	504	483	469	459	452	△25.6	△45
田	338	339	342	317	306	295	285	275	264	256	250	246	△27.3	△25
畑	269	261	238	240	241	243	240	229	219	214	210	206	△23.4	△20

資料 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

移のなかで87年以降は増加した年はない。

最近の農地減少の要因として、第1にあげられるのは耕作放棄地の増加である(注6)(第7表)。15年の耕作放棄地面積は42.4万haであった。2010年センサスで調査された耕作放棄地面積は39.6万haであり、同年の耕地面積は459万haであること、耕地面積が減少しているのに対し、耕作放棄地面積は増加していることから耕作放棄地の面積は無視できない数値となっていることがわかる。また、95年から10年の間に耕地が45万ha減少しているなか、同期間に耕作放棄地は15.2万ha増加しており、単純計算では、耕地面積の減少割合の約3割強を耕作放棄地が占めるに至っている。

耕作放棄地の特徴を農家種類別にみると、土地持ち非農家による面積が半分程度ある。しかも、2000年以降農家の耕作放棄地面積にほとんど変わりがなく、全体に占める土地持ち非農家の耕作放棄地は増加傾向にあり、全体に占める土地持ち非農家の耕作放棄地割合も上昇傾向にある。

第2に、かい廃が進んでいることである(第3図)。例えば、同年の耕地及び作付面積統計では、1年間の間に1.8万haがかい廃された。かい廃面積は2～3万haの減少が

第3図 拡張・かい廃面積(要因別)



資料 第6表に同じ

多く、そのほとんどが人為かい廃であり、要因別では、荒廃農地、宅地転用の順に多い。

図には示していないが、農林水産省公表の「平成26年の荒廃農地の面積について」によれば、荒廃農地の総面積(推計値)は約27.6万haあり、そのうち再生利用が可能な農地は約13.2万haと約半数ある。

(注5) 耕地とは、農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔を含むとされている。

(注6) 耕作放棄地は、「以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」であり、後述する荒廃農地は、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」である。

(2) 農地の見通しと対策

農地は、やる気のある農業者、特に土地利用型農業の農業者が経営できるように、言い換えれば経営が効率的かつ安定的となるように集積されることが長期待望されてきた。2010年センサスでは、都府県における10ha以上の経営面積を有す経営体の経営耕地面積の合計は約20%となっている。こ

第7表 耕作放棄地面積の推移

	(単位 万ha, %)					
	95年	00	05	10	15	95~10年変化
耕作放棄地	24.4	34.3	38.6	39.6	42.4	15.2
農家	16.2	21.0	22.3	21.4	21.8	5.2
土地持ち非農家	8.3	13.3	16.2	18.2	20.6	9.9

資料 第1図に同じ

のように経営面積が相対的に大きい経営体への農地の集積は進むと考えられるものの、耕地面積自体が拡大する見込みはほとんどなく、少なからぬ耕地が縮減していくことが推察される。

農林水産省では、25年の農地面積の見込みを趨勢的に変化した場合と、荒廃農地対策を考慮した場合の2つに分けて提示している。前者では、14年の452万haから420万ha（うち農地転用により11万ha、荒廃農地の発生により21万ha減少）、後者は440万haとしている。いずれにしても減少は避けられない状況を予想している。

耕地減少の主な要因である荒廃農地の問題に対し、これまでは人・農地プランを踏まえた農地利用集積円滑化事業等が実施されてきたが、現在は農地中間管理機構がこの役割を担うことが想定されている。

農地中間管理機構は、農地集積を主な任務としながら、遊休農地発生防止にも対応する。13年の農地法改正はその制度的担保となっている。この改正により、農地中間管理機構が利用権を取得できる例として、遊休農地となる前に利用権を取得する措置や、所有者不明等の理由により利用権を取得できない農地を公告により利用権設定することが可能となった。

こうした対策があるなかで、そもそも借り手が見つからない荒廃しがちな農地は、対策後も利用困難な状況が続く可能性がある。最近の特徴的な動きとして、熊本県が高齢化で作業が困難になった園地を集積し、利用することを目指しており、今後熊本県

の動向が注目される。

5 生産の現状と見通し

(1) 生産量とこれを取り巻く需要および輸入

農業生産量は、需要面の環境に左右されることが多い。技術の進歩とともに食料不足の改善や人口増加局面では伸びるが、1人当たりが摂取する量には限界があるため、ある一定の水準からは伸びにくくなる。日本の人口は最近まで伸びてきたが、既に減少局面に入っており、かつ摂取盛んな青年層人口の割合が低下しているという需給要因のため、国内生産量は伸びにくくなっている。このことは実質生産額においても同様である。加えて、日本の農業部門自体が比較劣位にあり、輸入に国内生産が代替されている点は見逃せず、こうした経済要因が生産量だけでなく労働や農地等の要素市場の縮減につながっている。

第8表は、5年ごとにみた食料種類別の需給状況である。需要の動向は、食料需給表の国内消費仕向量で確認している。穀類は90年をピークに減少傾向にあり、穀類のうち米は60年から減少傾向にある。野菜は85年、果実は05年にそれぞれピークを迎えている。一方、肉類は近年わずかな伸びではあるが、直近まで増加傾向にある。

次に5年ごとの国内生産量と輸入量の推移をみる。穀類の国内生産量は、60年から減少傾向にある一方で、輸入量は90年頃までは増加していた。野菜は80年に、果実は

第8表 食料需給の変容

(単位 万トン)

	国内消費仕向量					国内生産量					輸入量				
	穀類	うち米	野菜	果実	肉類	穀類	うち米	野菜	果実	肉類	穀類	うち米	野菜	果実	肉類
60年度	2,068	1,262	1,174	330	62	1,710	1,286	1,174	331	58	450	22	2	12	4
65	2,461	1,299	1,351	447	119	1,521	1,241	1,348	403	111	1,041	105	4	57	12
70	2,883	1,195	1,541	652	190	1,386	1,269	1,533	547	170	1,580	2	10	119	22
75	3,143	1,196	1,610	799	288	1,369	1,317	1,588	669	220	1,942	3	23	139	73
80	3,687	1,121	1,713	764	374	1,075	975	1,663	620	301	2,506	3	50	154	74
85	3,870	1,085	1,747	749	432	1,294	1,166	1,661	575	349	2,711	3	87	190	85
90	3,958	1,048	1,739	776	500	1,183	1,050	1,585	490	348	2,779	5	155	298	149
95	3,797	1,029	1,730	866	557	1,143	1,075	1,467	424	315	2,770	50	263	455	241
00	3,706	979	1,683	869	568	1,042	949	1,370	385	298	2,764	88	312	484	276
05	3,564	922	1,585	904	565	1,009	900	1,249	370	305	2,694	98	337	544	270
10	3,476	902	1,451	772	577	932	855	1,173	296	322	2,604	83	278	476	259
13	3,399	870	1,508	766	592	975	872	1,195	301	328	2,488	83	314	471	264

資料 農林水産省「食料需給表」

(注) 色網掛けは各品目の表中における最大値を表す。

75年にピークを迎え、輸入は野菜、果実とも05年にピークを迎えている。特徴的なのは、果実において95年に国内生産量と輸入量の数値が逆転している点である。肉類の国内生産量は85年にピークを迎え、その後減少してはいるものの、減少率は他の種類と比べ低い。肉類の輸入は00年にピークに達しており、国内生産量と同様、減少してはいるものの、減少率は低く、ほぼ横ばいと言っても差し支えない状況にある。

(2) 生産額

第9表は品目別にみた実質農業産出額の推移である。5年ごとの推移をみると、農業総産出額は85年にピークを迎えている。種類別では生産量と似た動きをしており、穀類やいも類、根菜類は60年前後に、野菜、果実および肉類は85年前後にピークに達し、その後低下傾向が続いている。掲載した種類(品目)の中で、農業総産出額と比べ、ピークから13年までの減少率が小幅なのは、

第9表 実質農業総産出額推移(品目別)

(単位 100億円)

	農業総産出額	米	麦類	豆類	いも類	野菜	果菜類	根菜類	果実	花き	工芸農作物	肉用牛	生乳	豚	鶏	鶏卵
55年	673	236	23	24	48	132	58	45	24	-	34	8	9	6	22	8
60	757	252	21	24	45	169	57	52	54	-	34	7	18	11	24	11
65	840	245	15	14	42	182	63	46	64	13	41	13	30	23	46	23
70	942	249	6	12	33	224	96	44	80	20	38	14	45	35	58	34
75	1,009	261	4	8	22	260	119	44	103	20	40	18	47	52	53	34
80	937	196	7	6	25	272	118	52	93	20	39	27	61	62	72	35
85	1,027	228	8	8	28	273	122	49	109	23	38	39	70	66	78	36
90	989	209	8	9	31	261	120	44	103	36	35	53	78	56	76	40
95	928	217	4	6	27	248	107	44	81	40	29	46	74	52	72	47
00	928	200	6	8	29	255	113	41	88	46	25	49	75	50	76	46
05	868	183	8	6	22	234	100	38	87	40	25	45	74	48	66	43
10	812	155	5	6	21	225	94	35	75	35	21	46	67	53	74	44
13	824	158	6	7	25	228	92	34	80	36	17	49	66	54	73	43

資料 農林水産省「生産農業所得統計」

(注) 2010年の価格を基準に実質化した。色網掛けは各種類(品目)の表中における最高額を表す。

第10表 農業総産出額(名目)と輸出入額

(単位 10億円)

	02年	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14
農業総産出額(名目)	9,350	8,632	8,378	8,677	8,250	8,621	8,828	8,722	8,121	8,449	8,374	8,236	-
輸入額(農産物)	4,301	4,368	4,574	4,792	5,004	5,530	5,982	4,561	4,828	5,584	5,442	6,137	6,322
輸出額(農産物)	206	196	204	217	236	268	288	264	286	265	268	314	357

資料 農林水産省「生産農業所得統計」、財務省「貿易統計」

(注) 輸入および輸出の農産物の数値の取り方が、農業総産出額と異なるため、単純比較はできない。

野菜、肉用牛、生乳、鶏、鶏卵であり、畜産物に多い。

第10表は最近の総産出額と農産物の輸出入額の推移である。統計の取り方に違いがあり単純に比較はできないものの、特徴的なのは、国内総産出額が縮減し、輸入額が増えているため、輸入額が国内総産出額に近づきつつあるという点である。輸出額は直近で伸びているものの、輸入額と輸出額の比をみると、およそ4～5%台で推移しており、輸入額の20分の1程度となっている。

(3) 生産の見通し

今後10年程度の間には農業の生産量および実質生産額は縮減していくことが想定される。実質所得の伸びの見込みは不明ながら、人口や年齢構成を考慮した需要の減少、生産面における比較劣位状態は継続しそうであり、なかなか生産にプラスに働く要因はない。機能性を高めた農産物等、個別の品目で需要されるものはあるとしても、農業全体としては増加、増額への見通しは険しい。

そのなかで、輸出が期待されている。しかし、日本農業が比較劣位にあることに変

わりはなく、現状では各国富裕層等、一部のニッチ層へ供給を行うことが主流である。これまで「農林水産業・地域の活力創造プラン」において20年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に倍増することを目標としてきたが、15年11月にTPP総合対策本部で決定された「総合的なTPP関連政策大綱」では、20年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の前倒し達成を目指すこととなった。

農林水産物・食品輸出は、輸出額を考慮すると、食品・水産物等輸出といってもよいくらいであり、農産物の輸出は少なく、最大輸出額を誇るリンゴでも86億円と農林水産物・食品輸出総額の1.4%を占めるにとどまる。農産物の輸出においては、加工度の高さや鮮度保持技術、輸送のしやすさなどはもちろんのこと、検疫という非関税障壁の高さや、ハラール等の特定基準のクリアが輸出進展のカギとなっている。

一方で、日本農業が比較劣位にあることを想定すれば、国内需要に占める輸入の割合は更に高まる可能性がある。果実は既に国内生産量より輸入量が多くなっており、14年度の食料需給表では、肉類の中でも牛肉は既に国内生産量が50万トン、輸入量が

74万トンとなっている。肉類全体としても、いずれ国内生産量を輸入量が上回ることが予想される。加えて、15年10月には、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）が大筋合意された。TPP等による輸入国境障壁の緩和や、円高といった変化が起こるならば、^(注7)更に輸入が増大することが想定される。

(注7) 貿易環境の変更とそれに伴う影響については本紙別稿清水（2016）を参照。

6 食料・農業・農村基本計画

15年3月に基本計画が見直された。基本計画は、基本法に掲げられた基本理念及び施策の基本方向を具体化したものである。従って、基本法の基本理念に反する計画は通常考えられない。基本計画は、食料・農業・農村の現状を踏まえていること、農林水産省が実施、または実施予定の政策が網羅されていることからその内容は多岐にわたり、10年程度先を見通しながらおおむね5年に一度改定される。

本節では主に農業に焦点を当てて、今回の基本計画にみられる特徴のうち3点について論じる。

第1は、基本計画が審議会の中で検討されていくなかで、「日本再興戦略」や「農林水産業・地域の活力創造プラン」が前提となり、かつその影響が大きかったと考えられる点である。

農業を成長産業とするべく、13年12月に農林水産業・地域の活力創造本部で決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」

において「今後10年間で農業・農村の所得倍増を目指す」ことが明記され、14年6月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014でも同様の位置付けがなされた。

前述のとおり、基本計画は現状を踏まえることが要点のひとつである。農業・農村の所得倍増は、定義が不明なため厳密に論じることはできないが、既に前節まで述べた生産等の現状を見据えれば唐突な印象がある。

加えて、所得倍増や成長産業化のひとつの手段として農林水産物・食品輸出の促進がある。もちろん農林水産省では、輸出戦略を立て、事業を実施し、各国の法的規制や検疫等の国境措置への対応を行っている。しかし、一例として農業者の庭先価格は、国内販売向け、輸出向けにかかわらずほとんど同じであるという声がしばしば聞かれること、先述のとおり国産農産物の生産額への寄与が小さいことが現状であるように感じられる。現在のところ輸出へ向けたインセンティブは農業者にとって不十分であるように見える。輸出総額1兆円達成の目標は20年から更に前倒しされることとなっており、所得倍増とともに今後の輸出促進へ向けた対策と輸出の進展の動向が注目される。

第2に、基本法の理念と今回の基本計画についてである。今回の基本計画では、産業としての農業の優先順位が高くなった感がある。確かに品目にかかわらず、農業の生産性を上昇させていくことは経済原理にかなっており必要なことであろう。しか

し、一方でそれを政策的に推進する場合には持続的であることが求められるし、加えて基本法第2条（食料の安定供給の確保）および第3条（多面的機能の発揮）のために国内農業および農村施策をとることが求められる。

ここでは、日本再興戦略を基に13年9月に立ち上げられた産業競争力会議の農業分科会の例をあげる。13年11月の同分科会資料「農業基本政策の抜本改革について」の中に「抜本改革にあたっての基本方針」があり、その4として「産業政策としての農政の確立及び農業の多面的機能に着目した施策の適正化」という項目がある。そこでは、「農業の多面的機能に着目し、地域政策や国土保全政策、環境政策等の観点も踏まえながら農業関連の施策を講じる場合においては、主に平地において講じられる産業政策としての農政の実行を阻害したり、具体的な施策の効果を減殺するものとならないよう、適切な制度設計を行う」とある。

もちろん、この提言は、農業の未来を見越してのものであると考えるが、一読すると、第3条が第4条（農業の持続的な発展）に劣位するように読める。第1回基本計画に「我が国農業については、食料の安定供給の機能及び多面的機能を発揮することが期待されているが、これらの機能が十分に発揮されるためには、農業が持続的に発展すること及びその基盤たる役割を果たす農村の振興が図られることが重要である。このような考え方に立ち、基本法に掲げる食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、

農業の持続的な発展及び農村の振興という四つの基本理念の実現を図るため、同法に則り、次のような観点を踏まえ、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。」とある。

これを読んでわかるように、基本理念が4つ並べられているが、それらは並列ではないとこれまで理解されてきた。基本法は、第2条の食料の安定供給の確保と第3条の多面的機能の発揮のために第4条の農業の持続的な発展と第5条の農村の振興があり、農業政策はこれらを実現するために実施されることが要請されている。

もし産業競争力会議の将来像を実現するための施策と、基本法の理念との間で緊張が高まり、今後も同様の状況が続けば、制定から15年を経た現行基本法の意義が改めて問われることとなるかもしれない。

最後に、産業政策としての農業と対をなす農村への相対的な配慮の薄さである。産業としての農業に比重を置いて推し進めた場合、農村社会がいかに維持されるかという問題が生じる。例えば、農業の構造展望では、10年程度の間土地利用型農業を中心として相当な経営規模の拡大による生産性の引上げが想定されている。しかし、大幅な経営規模の拡大が実現した場合、農村社会はどうなるのであろうか。このことを考えるにあたって、これまで大規模経営と高い生産性により特別視されてきた北海道の例が参考になるかもしれない。

北海道は、これまで国内の食料供給拠点であり続け、継続的な経営規模の拡大と生

産性向上に邁進してきた。今、農業を強化してきたこの北海道で危惧されているのは、「今後さらなる規模拡大が進んだときに、はたして農村社会はどうなっているのか。ここへきてついに北海道農業は農村問題に直面した」(小林(2015))という点である。^(注8)

北海道では、農業が主産業であり、経営規模の拡大が進んできたが故に、中核的な農業地帯から人が減り、これまでの農村社会が維持できなくなる懸念が持たれている。北海道のみならず都府県の農業を考える上でも、北海道の今後が注目される場所であり、農村集落の成り立ちは異なるものの都府県の集落や地域組織の将来にも示唆を与える可能性がある。

(注8) 集落機能の維持に関する問題提起では柳村(2014)も参照。

おわりに

本稿では、日本農業の現状を、農業労働力、農業経営体数、農地、生産額等について概観した。日本の農業労働力については減少が続くなか、高齢者に偏った特異な状況が今後も15年程度は続くと推察される。生産については、経営規模の拡大等であっても、当面国内農業の生産量や生産額が増

加することは見込みにくい。農地についても耕地の増加は困難であり、今後の農地中間管理機構による遊休農地利活用の動きが注目される。

また、基本計画については、既存の戦略やプランが前提となっており、車の両輪のうち産業としての農業を推し進めることの比重が増したと言えよう。このような産業としての農業を推し進めていく際には、農村社会の維持についても注意する必要がある。

本稿では農業に絞って論じてきた。無論、私たち日本国民が日本農業のあり方を考える上では、農業のみならず食料および農村も射程に入れる必要がある。その上で、基本法が掲げている食料供給や多面的機能の発揮を十分に考慮した農業政策の推進が期待される。

<参考文献>

- ・小林国之(2015)「北海道農業の担い手構造はどう変わってきたか」『農業と経済』2015年3月臨時増刊号第81巻第2号, 2月(107~114頁)
- ・清水徹朗(2016)「TPPの日本農業への影響と今後の見通し」『農林金融』第69巻(第1号), 1月号
- ・柳村俊介(2014)「北海道における農村集落の特質と集落対策の課題」一般財団法人北海道開発協会『開発こうほう』第610号, 5月(24~25頁)

(わかばやし たかし)



TPPの日本農業への影響と今後の見通し

取締役基礎研究部長 清水徹朗

〔要 旨〕

難航していたTPP交渉は、昨年（2015年）10月に大筋合意に至った。政府はTPPを「21世紀型のルールの構築」と高く評価しているが、多くの農産物の関税撤廃に合意しており、日本農業にとって非常に厳しい内容である。特に、牛肉、豚肉、乳製品への影響が大きく、国内農業の縮小が懸念される。

政府は11月に「総合的なTPP関連政策大綱」を決定し、農林水産業に関しては「攻めの農林水産業への転換」「経営安定・安定供給のための備え」を行うとしている。しかし、この大綱は農業者のTPPに対する不安、不満を緩和させるための緊急対策という性格が強く、今後、農業生産を支えるより根本的な対策の検討が必要になるだろう。

TPPが発効するためには日本と米国の批准が不可欠であるが、米国では今年11月に大統領選があるためTPPの早期批准は困難視されている。日本は米国の動向をみながら批准手続きに入ると考えられるが、TPPは国民生活に大きな影響を与える協定であり、今後、国会で十分な審議が行われる必要がある。

目 次

はじめに

- 1 TPPの背景と交渉経緯
- 2 今回の合意結果
 - (1) 高い関税撤廃率
 - (2) 主要品目の合意内容
- 3 日本農業への影響
 - (1) 概要

(2) 個別品目への影響

- 4 今後の見通しと課題
 - (1) 批准・発効の見通し
 - (2) 国内対策のあり方
 - (3) 他のFTAに対する影響
 - (4) 今後の課題

はじめに

TPPは、2010年10月の菅首相による交渉参加の意向表明以来、国論を二分する問題に発展したが、日本は13年3月に交渉参加を表明し、その後2年余りの交渉を経て、15年10月5日に大筋合意に至った。

TPPは「秘密交渉」であったため、交渉の過程では交渉内容はマスコミ等を通じて断片的にしか伝えられてこなかったが、大筋合意後に発表された合意内容は日本農業にとって非常に厳しいものであり、農業の現場では不安や不満が広がっている。

大筋合意から1か月後の11月5日に合意文書の全文（英文）が公表され、これを受けて政府は「総合的なTPP関連政策大綱」を取りまとめたが、本稿では、今回のTPP合意が日本農業にどのような影響を及ぼすのか、今後の批准・発効の可能性と対応策について考察する。

1 TPPの背景と交渉経緯

最初に、TPPの背景と交渉経緯を再確認しておきたい。

戦後の世界（主に西側先進国）の貿易秩序はGATTのもとで運営されてきたが、GATTは戦前の経済ブロック化への反省から、特定の国・地域を差別的に扱わないという「最恵国待遇」を基本原則としており、FTA、関税同盟などの地域的枠組みは限定的に認めているのみであった。日本もGATT加盟

（1955年）以降、この原則に従って自由貿易協定は締結せず、90年代前半に進んだEU統合深化（マーストリヒト条約）やNAFTA結成などの世界の地域主義的な動きを批判・牽制し、89年に発足したAPECはFTAや関税同盟ではなく「開かれた地域協力」だと主張してきた。

しかし、ソ連崩壊以降、EUが中東欧諸国とFTAを締結するとともにメキシコともFTAを締結し、WTOに加盟したばかりの中国がASEANとのFTA締結の方針を打ち出すと、日本もそれまでの方針を転換し、2000年頃からFTAを推進するようになった。その結果、現在までにアジア諸国を中心に15の国・地域とFTAを締結した。

一方米国は、NAFTA締結直後に中南米も含めたFTAA（米州自由貿易圏）を提案し、一旦は合意したものの、その後南米で反米左派政権が多く誕生してFTAA構想は空中分解した。また、WTOドーハラウンドで投資、競争、政府調達等を交渉議題に乗せようとしたが、途上国の反発を受けて挫折した。その後、米国は成長するアジアを取り込もうとアジア諸国とのFTA交渉を開始したが、韓国とは締結に至ったものの他の国とは成功せず、APEC全体のFTA（FTAAP）の提案も他の国の賛同を得られなかった。

こうしたなかで米国が次に打ち出してきたのが、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイという4か国のFTA（06年発効）を拡大したTPPであり、10年4月に交渉が開始された。交渉開始と同時に日本にも参加の打診があったと考えられ、その

年の10月に菅首相が交渉参加の意向を表明したが、多くの批判・懸念があり、横浜で開かれたAPEC首脳会議（同年11月）では参加表明はできなかった。翌11年3月に東日本大震災が発生したためTPP論議は一時中断したが、同年11月に野田首相はTPP交渉参加に向けて関係国との協議に入ることを表明した。

さらに、第2次安倍政権発足（12年12月）直後の13年3月に、日本はTPP交渉への参加を表明し、米国の手続きを経て同年7月より交渉に参加した。そして、15年6月の（注1）米国議会でのTPA法成立を受けて、10月5日に大筋合意に至った。

（注1）15年に成立した新しいTPA法は、一般には「貿易促進権限法」と訳され報道されているが、法律の名称はかつての「Trade Promotion Authority」ではなく「Trade Priorities and Accountability」であり、議会在が貿易交渉権限を大統領に与えてはいるものの議会在に強い権限を残している。

2 今回の合意結果

大筋合意の直後に甘利大臣（TPP交渉担当）の会見が行われ、その後農産物に関する合意内容が数回に分けて発表された。TPPは、政府が「21世紀型の新たなルールの構築」というように交渉分野は知的財産権、投資、金融、政府調達、競争政策など21分野に及び、TPP協定は全30章の膨大なもので、農産物関税はそのうちの1章（物品貿易）の一部に過ぎない。

農産物については、「原則関税撤廃」という当初の懸念からすれば、米、麦などは国

家貿易を維持しそれなりに例外を確保したという見方もできるが、多くの品目の関税撤廃を約束し、日本農業にとって極めて厳しい合意内容になった。

農産物に関する合意結果を整理すると、以下の通りである。

（1）高い関税撤廃率

日本の関税撤廃率は95.1%であり、うち工業品は100%、農林水産物は81.0%である。日本のこれまでのFTAにおける関税撤廃率は86~88%で、うち農林水産物の撤廃率は46~59%であったが、今回の合意はそれを大きく上回る撤廃率である。

また、交渉参加に当たって、衆参両院の

第1表 TPPによる日本の関税撤廃率

(単位 品目, %)

	品目数	関税撤廃	関税撤廃率
全品目	9,018	8,575	95.1
鉱工業品	6,690	6,690	100.0
農林水産物	2,328	1,885	81.0
うち重要5品目	586	174	29.7
その他品目	1,742	1,711	98.2

資料 政府発表資料

第2表 各国の農林水産物関税撤廃率

(単位 %)

	即時撤廃率	関税撤廃率
日本	51.3	81.0
カナダ	86.2	94.1
ペルー	82.1	96.0
メキシコ	74.1	96.4
米国	55.5	98.8
ベトナム	42.6	99.4
チリ	96.3	99.5
マレーシア	96.7	99.6
ニュージーランド	97.7	100.0
ブルネイ	98.6	100.0
オーストラリア	99.5	100.0
シンガポール	100.0	100.0

資料 政府発表資料

第3表 関税撤廃時期

(単位 品目, %)

撤廃時期	品目	現在の関税率
即時	ニンニク, ブロccoli等	3
	アボガド, マンゴー	3
	メロン	6
	ブドウ	7.8, 17
	マグロ缶詰	9.6
6年目	茶	17
	サクランボ	8.5
	ビスケット	15
	マーガリン	29.8
8年目	オレンジ	32
	朝食用シリアル	11.5
	ワイン	15
11年目	リンゴ, パイナップル	17
	牛タン	12.8
	ウナギかば焼き	9.6
	キャラメル	25
16年目	粉チーズ	40

資料 政府発表資料をもとに作成

農林水産委員会で「重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること、十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。」との決議が行われたが、重要品目についても3割近い品目の関税撤廃に合意し、今後、国会決議との整合性が問われることになる。

(2) 主要品目の合意内容

a 米

米は、これまでの国家貿易とミニマムアクセス(MA)の枠組みは維持したが、現行のMA枠(77万トン)とは別に米国、豪州に国別輸入枠(当初56,000トン、13年目78,400トン)を新設する。また、既往のMAの中に米国、豪州に中粒種・加工用限定の国別枠(6万ト

ン)を設定する。さらに、米粉調製品の関税について、一定の輸入実績のある品目については5~20%削減、輸入量が少ないか関税率が低い品目については撤廃する。

b 小麦・大麦

小麦・大麦とも現行の国家貿易の枠組みは維持するが、マークアップ(政府が輸入の際に徴収している差益)を9年目までに45%削減する。

小麦は、米国、カナダ、豪州にSBS方式の国別輸入枠(当初19.2万トン→7年目25.3万トン)を設定する。また、小麦粉調製品も国別のTPP枠(当初4万トン→6年目6万トン)を設定し枠内関税を撤廃する。さらに、ビスケット、クッキーの関税を撤廃し、マカロニ、スパゲティの関税率を60%削減する。

大麦は、TPP枠(当初2.5万トン→9年目6.5万トン)を設定し、麦芽は現行の関税割当数量の範囲内で米国、豪州、カナダに対し

第4表 重要品目の関税撤廃率

(単位 品目, %)

	品目数	関税撤廃	撤廃率	主な撤廃品目	輸入実績のない品目
米	58	15	25.9	ビーフン, 朝食用シリアル	22
小麦・大麦	109	26	23.9	ビスケット・クッキー, ケーキミックス	58
砂糖・でん粉	131	32	24.4	キャラメル, メープルシロップ, でん粉誘導体	23
乳製品	188	31	16.5	ホエイ, 粉チーズ, アイスクリーム, ヨーグルト	106
牛肉	51	37	72.5	牛タン, 内臓	12
豚肉	49	33	67.3	ハム, ベーコン, ソーセージ, 内臓	13
重要品目計	586	174	29.7		234

資料 政府発表資料をもとに作成

第5表 重要品目の概況と国境措置

	UR前の 国境措置	UR後の 国境措置	アクセス機会		関税 (円/kg)	国内生産量 (千トン)	生産額 (億円)	生産者数 (千戸)
			数量 (千トン)	税率 (%)				
米	輸入数量制限 国家貿易	国家貿易	682	無税	341	8,718	17,807	1,169
小麦	輸入数量制限 国家貿易	国家貿易	5,740	無税	55	812	280	46
大麦			1,369	無税	39	183	150	19
砂糖	糖価安定制度	糖価調整制度			粗糖71.8 精製糖103.1	686	623	33
でん粉	輸入数量制限	関税割当	167	25	119	223	439	31
乳製品	輸入数量制限 (チーズ:関税)	国家貿易	137	脱脂粉乳 0~25	369 +21.3%	7,448	6,824 (生乳)	23
		関税割当		バター 35	985 +29.8%			
牛肉	関税率 50%	関税	-	-	38.5%	506	5,189	67
豚肉	差額関税制度	差額関税, 基準輸入価格546.5円/kg			4.3%	1,310	5,746	5

資料 農林水産省「農産物レポート」等をもとに筆者作成
 (注) 国内生産量, 生産額は2013年, 生産者数は2010年。

て国別枠（当初18.9万トン→11年目20.1万トン）を設定する。

c 牛肉

現在の関税率は38.5%であるが、これを初年度27.5%に引き下げ、16年かけて9%まで削減するとともに、輸入が急増した場合のセーフガード（発動基準は当初59万トン、16年目73.8万トン）を設ける。また、牛タン、コンビーフ等の関税を撤廃する。

d 豚肉

差額関税の適用範囲を縮小し、従量税を現行の482円/kgから当初125円/kg、10年目に50円/kgに引き下げる。また、輸入価格が基準価格を上回った場合に適用される従価税（現行4.3%）を初年度2.2%に引き下げ、10年後に撤廃する。さらに、ハム・ベーコン（現在8.5%）、ソーセージ（10%）の

関税を6～11年後に撤廃する。

e 乳製品

特定乳製品（バター、脱脂粉乳）の国家貿易を維持するが、民間貿易のTPP枠（当初6万トン、6年目7万トン）を設定し、その枠内関税を削減する。また、ホエイの国別枠を設け、枠内関税を11年で撤廃し、枠外関税も21年目に撤廃する。プロセスチーズの関税は維持するが、ナチュラルチーズの一部（チェダー、ゴーダ）の関税を16年かけて撤廃し、フローズンヨーグルトや乳糖、カゼインの関税も撤廃する。

f 砂糖・でん粉

砂糖は、高濃度原料糖（98.5～99.5%）を無税化して調整金を削減し、新商品開発用の試験輸入に対して無税・無調整金の輸入枠500トン进行。また、加糖調製品、キ

第6表 重要品目の合意内容

	基本的枠組み	輸入枠設定	関税撤廃・削減	影響	備考
米	国家貿易維持 枠外関税維持	米国・豪州に無税輸入枠(7.84万トン) MA内に中粒種・加工用枠	調製品・加工品の関税撤廃・削減	▲	供給圧力増
小麦	国家貿易維持 枠外関税維持	米・豪・カナダに国別枠(SBS) 小麦製品にTPP枠	マークアップ45%削減 ビスケット・クッキー撤廃, マカロニ・スパゲッティ60%削減	▲	調製品・加工品の輸入増
大麦	国家貿易維持 枠外関税維持	TPP枠(SBS) 麦芽に国別枠	マークアップ45%削減 穀物調製品撤廃	△	影響は限定的
砂糖	糖価調整制度維持 関税+調整金維持	高糖度原料糖の無税化 新商品開発用無税・無調整金枠 加糖調製品関税割当枠	加糖調製品・菓子の関税撤廃・削減	▲	菓子・調製品の輸入増
でん粉	糖価調整制度維持 枠外関税維持	TPP枠(既存枠の範囲内) 特定のでん粉に国別無税枠	でん粉誘導体の関税撤廃	△	影響は限定的
乳製品	国家貿易維持 枠内・枠外関税維持	TPP枠(脱脂粉乳・バター6万トン, 民間貿易), 全粉乳・ホエイ・練乳の関税割当枠, プロセスチーズの国別関税割当	一部チーズ, アイスクリューム, ヨーグルトの関税撤廃, ブルーチーズ50%削減	■	チーズ, ホエイの輸入増
牛肉	関税+セーフガード	—	発効時27.5%, 16年目9% 内臓, 牛タンの関税撤廃	■	セーフガードは機能しない
豚肉	差額関税制度維持	—	従量税削減, 従価税撤廃, 豚肉調製品・内臓の関税撤廃	■	加工品輸入増, 原料用豚肉価格低下

資料 筆者作成

(注) ■は「影響大」, ▲は「ある程度影響がある」, △は「影響は限定的」

第7表 TPP協定交渉参加に関する国会決議(衆参両院 農林水産委員会)

1 米, 麦, 牛肉・豚肉, 乳製品, 甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について, 引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。
2 残留農薬・食品添加物の基準, 遺伝子組換え食品の表示義務, 遺伝子組換え種子の規制, 輸入原材料の原産地表示, BSEに係る牛肉の輸入措置等において, 食の安全・安心及び食料の安定生産を損なわないこと。
3 国内の温暖化対策や木材自給率向上のための森林整備に不可欠な合板, 製材の関税に最大限配慮すること。
4 漁業補助金等における国の政策決定権を維持すること。仮に漁業補助金につき規律が設けられるとしても, 過剰漁獲を招くものに限定し, 漁港整備や所得支援など, 持続的漁業の発展や多面的機能の発揮, 更には震災復興に必要なものが確保されるようにすること。
5 濫訴防止策等を含まない, 国の主権を損なうようなISD条項には合意しないこと。
6 交渉に当たっては, 二国間交渉等にも留意しつつ, 自然的・地理的条件に制約される農林水産分野の重要五品目などの聖域の確保を最優先し, それが確保できないと判断した場合は, 脱退も辞さないものとする。
7 交渉により収集した情報については, 国会に速やかに報告するとともに, 国民への十分な情報提供を行い, 幅広い国民的議論を行うよう措置すること。
8 交渉を進める中においても, 国内農林水産業の構造改革の努力を加速するとともに, 交渉の帰趨いかんでは, 国内農林水産業, 関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて, 政府を挙げて対応すること。

資料 衆議院ホームページ

ヤンディ, チョコレートについてTPP枠を設定し, 関税率を削減する。

でん粉は, 既存の関税割当数量の範囲内でTPP枠を設定するとともに, 特定のでん粉等(コーンスターチ, バレイショでん粉, イ

ヌリン) について国別輸入枠を設定し, でん粉誘導体の関税を撤廃する。

g その他品目

小豆, いんげん, こんにゃくいも, パイ

ナップル缶詰は関税割当が維持されるが、枠内関税は撤廃する。小豆、いんげんは枠外関税が維持されるものの、こんにゃくいも、パイナップル缶詰の枠外関税は削減される。

また、鶏肉・鶏肉調製品の関税を6～11年目に撤廃し、鶏卵の関税を6～13年目に撤廃する。野菜・果実類はほとんどの関税を撤廃し、関税率が比較的高かったトマト加工品（16～29.8%）、オレンジ（16%、32%）、りんご（17%）の関税も撤廃される。

3 日本農業への影響

(1) 概要

TPP参加を巡る議論が起きるなかで、農林水産省は10年11月に、TPPによって関税が撤廃されると日本農業の生産額は4兆1千億円減少し、食料自給率は14%に低下するとの衝撃的な試算を発表した。さらに、TPP交渉参加後の13年3月には、TPP参加

12か国に限定した政府統一試算を発表し、関税撤廃による農業生産額の減少を2兆6,600億円と推計した。今回のTPP合意は、重要品目について国家貿易の枠組みと二次関税を一定程度維持したため、この試算ほどの影響が出ることはないと考えられるが、これまで国内農業を守ってきた関税の多くが撤廃・削減されるため、輸入増大と価格低下によって日本農業に大きな影響を与えるであろう。

TPPの日本農業・食品市場への影響を整理すると、以下の通りである。

①輸入増大と国内農業縮小

関税が撤廃・削減されるため、国産品に対する輸入品の競争力が高まり、輸入が増大して国内農業が縮小することが予想される。

②農産物価格低下

輸入品価格が関税率の削減分だけ低くなるため、輸入品と競合する国産農産物の価格も低下する。ただし、価格低下の程度は

第8表 TPPの影響

輸入増大・国内生産縮小	関税撤廃・削減、新たな輸入枠拡大により輸入が増大し、また人口減少により食料需要の減少が見込まれるため、国内農業生産は縮小することが予想される。
農産物価格低下	輸入価格が低下するため、競合する国内の農産物価格も下落する。特に、差別化が難しい加工原料や中食・外食向けの価格低下が大きい。
農業者の意欲減退	農業経営の収益性が悪化し、農業者の生産意欲が減退し、農業者数のさらなる減少が見込まれる。そのなかで経営規模を拡大する経営もあろうが、ブランド化、差別化に成功した経営が生き残る。
農産物・食品市場の競争激化	輸入品が国内食品市場に多く出回り、全体として縮小している日本の農産物・食品市場は、産地間競争も含めて競争が激しくなる見込みである。
食品企業のグローバル展開	内外市場の一体化が進み、食品企業は販路拡大を目指したアジア太平洋地域での国際展開が必要になる。また、日本の市場への外国企業の参入が増大し、M&A、資本参加の動きが活発になる。
基準・表示のルール変更	安全基準、食品表示、地理的表示の新しいルールへの対応が必要になる。
他のFTA交渉加速化	TPPが発効すれば、現在交渉が進んでいるRCEP(ASEAN+6)、日EU・EPAなど他のFTA交渉が加速化し、TPPIに準じた関税撤廃・削減が進む可能性がある。

資料 筆者作成

輸入品と国産品の競合度に依存し、野菜・果実等の生鮮品では影響が軽微な品目もある。

③農業者の意欲減退

農産物価格の低下によって農業経営が悪化し、農業者の高齢化と世代交代も相まって離農する農家が増大することが予想される。その一方で、ブランド化、差別化、コスト削減に成功した経営体のなかには、規模拡大をさらに進めるものも出てくるであろう。

④食品市場の競争激化と業界再編

日本の食品市場は人口が減少しているため全体として縮小傾向にあり、そのなかで輸入が増大すると競争が激しくなり、食品業界の再編が進展する可能性がある。

⑤食品企業のグローバル展開の進展

国内需要が縮小するなかで、海外市場の獲得を目指した食品企業のグローバル展開が加速し、M&Aや資本参加などの動きが増大するであろう。その一方で、日本市場に対する外国資本の参入も増加することが予想される。

⑥食品安全基準、食品表示のルール変更

政府は、今回のTPP合意によって日本の食品安全基準や表示制度が変更させられることはないことを説明しているが、これまで米国は「年次改革要望書」でたびたび日本の制度改革を求めてきており、今後もTPPに盛り込まれた「規制の整合性」の条項等に基づいてルール変更が求められる可能性がある。

⑦限定的な農産物・食品輸出増大

TPPでは相手国の関税も撤廃されるため、日本の農産物・食品の輸出が増大する可能性が高まり、政府はこの点を特に強調し「攻めの農業」として輸出拡大を政策の柱に掲げている。しかし、日本の農林水産物の輸出先は香港、台湾、中国、韓国で過半を占めTPP参加国の割合は小さく、TPPによる輸出増大の効果は限定的である。また、輸出している「農産物」の7割近くは加工食品であり、その原料の大半は輸入農産物であるため、輸出増大が日本農業に寄与する部分は小さい。

(2) 個別品目への影響

次に、TPPによる影響が大きいと考えられるいくつかの品目について、もう少し詳しくみると、以下の通りである。

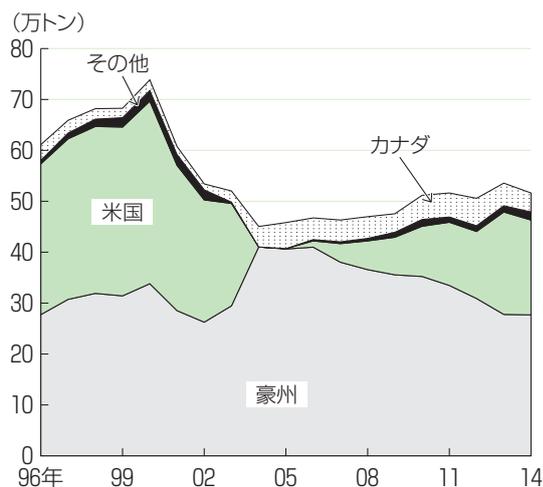
a 米

米国、豪州に対して追加設定した輸入枠(13年目7.84万トン)の米は、今後、外食産業で使われるが、一部はスーパーの店頭に並ぶ可能性がある。政府は、この輸入枠設定が国内の米需給に影響を与えないようにするため政府備蓄米(現在100万トン)の回転期間を5年から3年に短縮することにより対応するとしているが、その対策をとったとしても輸入米が国内の主食用米市場に出回ることの影響は無視できない。また、米粉調製品、米加工品の関税も撤廃・削減されるため、これらの輸入が増大して国内の米需給に影響を与えるであろう。

b 小麦・大麦

小麦・大麦の輸入の際に政府が課しているマークアップを45%削減するため、その分、製粉会社等が政府から買い入れる輸入小麦の価格が低下し、それに連動して国産小麦・大麦の価格も下落する。また、国内対策の財源が減少するため、国内生産を維持するためには一般会計から新たな財源を確保する必要がある。さらに、小麦粉調製品・加工品の関税が撤廃・削減されるため、これらの輸入が増大し国内の小麦粉需要が

第1図 牛肉国別輸入量の推移(部分肉)



資料 財務省「貿易統計」

第2図 TPP合意と日豪EPAの牛肉関税率比較



資料 政府発表資料をもとに作成

減少することが見込まれる。

c 牛肉

牛肉は、日米牛肉・オレンジ交渉の結果、91年より輸入自由化し、当初75%であった関税率はウルグアイラウンドによって現行の38.5%になった。TPPではこれが初年度に27.5%、16年目に9%に低下するため、輸入牛肉の価格が低下し輸入が増大することが見込まれる。特に、輸入牛肉と競合する乳雄、交雑種 (F1) に対する影響が大きい。セーフガードが設けられたが、発動基準は現在の輸入量 (14年52万トン) に比べて高水準であり、また今後牛肉需要の大幅な増加が見込まれないことを考えるとセーフガードはほとんど機能しないと考えられる。また、牛肉価格が低下すると子牛価格が低下するため、子牛を供給している酪農^(注2)の販売収入が減少し酪農経営を悪化させる。

一方、近年日本の牛肉輸出が伸びており、TPPでは米国が日本からの牛肉輸入に無税枠 (当初3,000トン、15年目6,250トン) を設定し、カナダ、メキシコが牛肉の関税を撤廃するため、日本からのこれらの国に対する牛肉輸出が増大する可能性がある。しかし、14年の牛肉輸出量は1,400トンで輸入量 (52万トン) の0.3%に過ぎず、牛肉輸出が関税削減による輸入増のマイナスを補うことにはならない。

(注2) 肉用の子牛の供給のうち約5割は酪農部門から供給されており (乳雄, FI, 受精卵移植), 子牛の販売収入は酪農経営の販売収入全体の8%を占めている。

d 豚肉

ウルグアイラウンドでは、輸入価格と基準価格の差額を税金として徴収する豚肉の「差額関税制度」が実質的に残ったが、現実の豚肉輸入では高級部位（ヒレ、ロース）と低級部位（ウデ、モモ等）を組み合わせる基準価格で輸入するコンビネーション輸入が一般的になっており、差額関税を払っている輸入業者はほとんどいない。TPPによ

て差額関税の適用範囲が狭まり従量税が大きく低下し、従価税（現在4.3%）も撤廃される。そのため、従量税を払っても低級部位を輸入する業者が出てくる可能性があり、また従価税の削減によって輸入豚肉の価格が低下する。また、ハム、ソーセージ、ベーコンの関税が撤廃されるため、これらの輸入が増大するであろう。

第9表 乳製品の合意内容とその影響

	現行制度	合意内容	影響
バター 脱脂粉乳	国家貿易(25~35%+マークアップ) 枠外関税(21.3%+391円/kg他)	国家貿易, 枠外関税は維持 TPP枠設定(民間貿易, 7万トン) 枠内関税削減(11年で従量税ゼロ)	TPP枠の輸入の恒常化 輸入価格低下
ホエイ	関税割当 無機質濃縮14千トン(25~35%), 飼料用45千トン(無税), 乳幼児用25千トン(10%) 枠外 29.8%+425円/kg	国別枠設定(枠内関税6年目撤廃, 乳幼児用即時撤廃) 枠外関税21年で撤廃(たんばく質25~45%), 他は16年で撤廃	輸入価格低下 輸入増大 関税割当の形骸化
ナチュラルチーズ	29.8% プロセスチーズ原料用国産抱合せ 無税枠(国産:輸入=1:2.5)	モッツアレラ, カマンベールは現行維持 国産抱合せ制度維持 チェダー, ゴーダ, クリームチーズ 16年目撤廃 ブルーチーズ11年目50%削減 シュレッドチーズ原料用(国産:輸入=1:3.5)	一部チーズの輸入増大 国産抱合せ制度の形骸化
プロセスチーズ	40.0%	関税水準維持 国別関税割当(300トン→450トン) 枠内関税を11年目で撤廃	輸入価格低下
シュレッドチーズ	22.4%	16年目に撤廃	輸入価格低下 輸入増大
おろし粉チーズ	26.3%, 40%	16年目に撤廃	輸入価格低下 輸入増大
加糖練乳	国家貿易(30%+マークアップ)	TPP枠設定 枠内関税撤廃	輸入価格低下
無糖練乳	関税割当(25%, 30%)	TPP枠設定(1,500トン→4,750トン) 枠内関税撤廃	輸入価格低下
その他乳製品	関税割当(134千トン) 12~35%	枠内関税を6年目に50~90%削減	輸入価格低下 輸入増大
アイスクリーム	21~29.8%	6年で63~67%削減	輸入価格低下 輸入増大
フローズンヨーグルト	26.3%, 29.8%	11年目に関税撤廃	輸入価格低下 輸入増大
乳糖	8.5%	即時関税撤廃	輸入価格低下 輸入増大
カゼイン	5.4%	即時関税撤廃	輸入価格低下 輸入増大
ホイップドクリーム	25.5%	6年目に関税撤廃	輸入価格低下 輸入増大
乳幼児用粉ミルク	21.3%, 23.8%	11年目に関税撤廃	輸入価格低下 輸入増大

資料 政府発表資料をもとに作成

e 乳製品

バター、脱脂粉乳については、これまでの国家貿易、二次関税は維持されるものの、民間貿易枠が設けられるため、国内需給がひっ迫した際に機動的な輸入が行われる可能性はあるが、関税率引下げによって輸入が恒常化する懸念もある。また、ホエイの関税が撤廃されるため、一部競合する脱脂粉乳の需給に影響を与える可能性がある。さらに、一部のチーズの関税が削減・撤廃され、そのほか多くの乳製品の関税が削減・撤廃されるため、牛乳全体の需給に影響を与える。

f 砂糖・でん粉

高糖度粗糖の無税化は既に日豪EPAで合意したことであるが、調製金の削減によって輸入粗糖の価格が低くなる。また、加糖調製品、チョコレート、キャンディなどの関税も削減・撤廃されるため、これらの輸入が増大して日本の砂糖需要全体が減少する。でん粉については、一部の品目について関税が撤廃・削減されるものの、その影響は限定的であろう。

g オレンジ (みかん)

オレンジの関税が撤廃されるため、オレンジの輸入増加、価格低下が見込まれる。温州みかんはオレンジとは完全に

代替的ではないが、オレンジの消費量が増大すればみかんの購入量や価格にも影響を与え、ぼんかん、夏みかんなど他のかんきつ類にも影響を与えるであろう。

4 今後の見通しと課題

(1) 批准・発効の見通し

大筋合意の1か月後の15年11月5日に、米国オバマ大統領はTPP署名の意向を議会に通知し、同時に合意文書が公表された。米国では「90日ルール」によって署名が可能なのは議会に通知してから90日後であるため、TPPの署名（調印）は早くも16年2月初旬になり、その後、各国が批准手続きをとることになる。

TPPの発効条件は、①全ての加盟12か国が批准、②署名後2年間に12か国の批准が

第10表 TPPの批准・発効に関連する日程

年月	TPP手続き	米国政治日程	日本政治日程
2015.10	協定文確定作業		
11	最終合意案決定		
12		米国議会に通告 (90日ルール)	16年度予算案提示
16.1		大統領選予備選挙	通常国会開会 補正予算
2	署名(最終合意)	分析レポート提出 関連法案提出	
4	各国批准手続き		
5		議会審議開始	伊勢志摩サミット
7		民主党・共和党大会	参議院選挙
11		議会夏季休会 大統領選挙 上院・下院選挙	17年度予算編成
17.1		新大統領就任	消費税率引上げ (8→10%)
4			
18.2	署名から2年経過	TPA期限(2021.7)	衆議院議員任期満了
12			

資料 筆者作成

できなかった場合は、GDPの85%以上を占める6か国の批准、であるが、交渉参加12か国のGDPのうち米国が60.4%、日本が17.7%を占めるため、日米の2国が批准することがTPP発効の不可欠の条件となる。

米国では今後、国際貿易委員会による分析レポートが作成されることになっており、また関連法案も作成する必要があるため、議会審議が開始されるのは4月以降になると見られている。しかし、米国は今年（16年）11月に大統領選があり、有力大統領候補であるクリントン（民主党）やトランプ（共和党）をはじめ多くの議員がTPPに反対しており、米国議会が今年中にTPPを批准するのは難しい状況にある。そのため、米国のTPP批准は新大統領が就任する17年1月以降になる可能性が高く、その時点での議会の勢力分布や新大統領の意向によっては、米国がTPPの再交渉を求めてくることもありうるだろう。

日本でも今年7月に参議院選挙があり、政府・自民党はTPPをめぐる農業者や地方の不安、不満が選挙に及ぶことを懸念しており、日本の批准手続きは米国の動向を見ながら対応していくと考えられる。

(2) 国内対策のあり方

大筋合意を受け政府はTPP総合対策本部を設置し、15年11月25日に「総合的なTPP関連政策大綱」を取りまとめた。その主な柱は、①中堅・中小企業等の海外展開の支援、②経済再生・地方創生の実現、③農林水産業、④その他必要な支援（食の安全・安心、

第11表 攻めの農林水産業への転換

1	経営感覚に優れた経営体育成
2	産地イノベーション
3	畜産・酪農競争力強化
4	輸出等需要フロンティアの開拓
5	合板・製材の競争力強化
6	水産業の体質強化
7	消費者との連携強化
8	規制改革・税制改正

資料 政府発表資料をもとに作成

第12表 経営安定対策等(重要5品目)

米	国別枠輸入増に相当する国産米を政府備蓄米として買入れ(備蓄米回転期間の短縮)
麦	マークアップ引下げに伴う国産小麦価格低下懸念に対し経営安定対策で対応
牛肉	経営安定対策(マルキン)の法制化補填率を9割に引上げ
豚肉	経営安定対策(マルキン)の法制化補填率を9割に引上げ、国庫負担水準を引上げ
乳製品	液状乳製品を生産者補給金制度の対象に追加
甘味資源作物	加糖調製品を調整金(糖価調整法による)の対象にする

資料 政府発表資料をもとに作成

知的財産等)であり、これらはいずれもTPP交渉参加を巡って懸念されたことである。

農林水産業については、「攻めの農林水産業への転換(体質強化対策)」と「経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)」の二本柱であり、「攻めの農林水産業への転換」に盛り込まれたのは競争力強化と輸出増大など「農林水産業・地域の活力創造プラン」の内容であり、「経営安定・安定供給のための備え」の内容は既往の制度の拡充が中心である。

この「政策大綱」は、TPPに対する農業者の不安・不満を緩和させるための緊急対策という面が強く、今回盛り込まれた対策

は重要5品目が中心で野菜や果実などの対策はほとんど盛り込まれていないし、重要品目の対策も酪農対策は不十分である。また、これまで安倍政権で進めてきた「農業成長産業化」「輸出増大」が中心に据えられており、今回発表された政策の内容では農業者の不安を解消するものにはなっていない。政府は「政策目標を効果的、効率的に実現するという観点から、定量的な成果目標を設定し進捗管理を行うとともに、既存施策を含め不断の点検・見直しを行う」としているが、今後、農業生産を支えるためのより根本的で本格的な検討が必要になるであろう。

(3) 他のFTAに対する影響

日本は、現在、TPP以外にEUとのEPAやRCEP（東アジア地域包括的経済連携協定、ASEAN+6の枠組み）、日中韓FTAの交渉も行っており、TPP合意を受けてこれらの他のFTA（EPA）の交渉が加速化する可能性がある。

日EU・EPAは、TPP参加表明とほぼ同時期の13年4月に交渉が開始され、これまで13回の交渉が行われている。TPPが発効すれば、デンマーク、オランダ、イタリアなど日本に豚肉、乳製品、パスタ、トマト加工品を輸出しているEU加盟国において、日本とのFTAの早期締結を望む声が強まるであろう。また、RCEPと日中韓FTAは、12年11月に交渉開始が宣言され、これまでRCEPは9回、日中韓FTAは10回交渉が行われたが、TPP合意はこれらの交渉にも影

響を与えるであろう。

また、TPP合意を受け、タイ、インドネシア、フィリピン、韓国などTPP交渉に参加していないアジアの他の国もTPP参加に関心を示すなど、TPPが今後アジア太平洋地域の他の国にも広がっていく可能性がある。

(4) 今後の課題

TPPは米国主導の交渉であり、過度の「秘密主義」であったため、「異常な契約」（ジェーン・ケルシー）、「亡国」（中野剛志）との批判を受け、米国の強権的な交渉姿勢のため合意は困難で、一時は交渉全体が漂流するとの見方があったが、粘り強い交渉の結果、今回合意に至った。

経済のグローバル化が進展するなかで、各国の制度・規制を調整する必要性は理解できるし、これまでもWTOで国際ルールの調整が進められてきた。^(注3) TPPはWTO以上のルールを盛り込んでおり、政府はTPPを「21世紀型のルール」としているが、国民生活にも大きな影響を与える協定であるためTPPに対する国民理解の深化が不可欠である。

しかし、TPPの合意文書は現在のところ英文では入手できるものの、日本語への翻訳はなされていない。大筋合意後に発表された政府の説明文書は概略のみで、しかもその内容はかなり偏りのある説明になっている。米国では国際貿易委員会による分析レポートの作成が義務付けられているし、TPA法の中には「議会との協議を条件とする」、「要請があればいかなる議員とも会合

をもつ」,「機密扱いの資料を含む関係資料を提供する」,「米国法と矛盾するどの条項の適用も効力を持たない」という条項がある。これに比べると,日本では国民や国会議員に対する説明が不十分であり,国会審議も始まっていない段階で国内対策のみが先行している状況は問題である。

今後,日本でもTPP批准に向けた国会審議が行われるだろうが,日本の農業や経済,国民生活に対する影響を分析・評価し,そ

の結果,TPPを批准しない,あるいは再交渉を求めることも含め十分な検討を行う必要があるだろう。

(注3) ウルグアイランドにおいて,サービス貿易(GATS),知的財産権(TRIPS),投資(TRIM)に関する協定が成立した。WTOにおいて関税以外の分野が重要になっている状況については,新堀聰『21世紀の貿易政策』(1997),小寺彰編著『転換期のWTO—非貿易的関心事項の分析』(2003)が詳しく論じている。

(しみず てつろう)

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2015

A4版 193頁
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか,農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 TEL 03(3233)7744
FAX 03(3233)7794
発 行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2015年12月

発刊のお知らせ



「地方創生」はこれでよいのか

JAが地域再生に果たす役割

石田信隆・(株)農林中金総合研究所 編著

2015年11月1日発行 B6判157頁 定価1,400円(税別) (一社)家の光協会

2015年10月15日、JAグループは第27回JA全国大会において、「創造的自己改革への挑戦」を旗印に、「農業者の所得向上」「農業生産の拡大」「地域活性化」の3つの目標に組織を挙げて取り組んでいくことを決議した。この大会決議は8月28日に成立した改正農協法を受けたJAグループの自己改革プランであり、国民が注目するなかで、JAグループは間を置かずに「改革の実践」を求められることになる。

本書は、JAが大会決議を実践していくにあたり、政府が進める「地方創生」政策を正しく理解するなかで、地域において行政とも適切に連携しつつ、さらなる創意工夫をもって「地域活性化」の取組みを推し進めていくヒントを提示することを目的に執筆された。

また、本書は、「地方創生」を含む日本の地域政策の歴史的考察を踏まえたうえで、「内発的な地域再生」の重要性と「協同の力を持つJAこそが地域再生の要の存在である」ことを理論と実例をもって広く内外に示すことも目的としている。

このため、実例編の第2章において、「地域再生に取り組むJA」として、綿密な現地調査に基づき、農業を核とした地域再生に取り組むJAや、中山間地の生活インフラ維持に貢献しているJA、都市部で地域住民と農と食をつなぐ活動を行っているJA等の具体的事例を紹介している。

理論編である第1章と第3章を(株)農林中金総合研究所客員研究員の石田信隆氏が、序章と第2章を(株)農林中金総合研究所が執筆した。

本書が、全国のJAが「創造的自己改革」を推し進める一助となり、JAの力強い総合的な事業・活動を通じて、人々が安心して暮らせる豊かな地域社会が構築されることを期待している。

目 次

はじめに

序章 政府の「地方創生」政策を読み解く (株)農林中金総合研究所

第1章 「地方創生」で地域は再生できるのか? (石田信隆)

第2章 地域再生に取り組むJA (株)農林中金総合研究所

第3章 JAに求められる新しい挑戦 (石田信隆)

購入申込先…………… (一社)家の光協会

TEL 03-3266-9029 (販売)

問い合わせ先…………… (株)農林中金総合研究所

TEL 03-3233-7700 (代表)

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(61)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(61)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(61)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(62)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(62)
6. 農業協同組合 主要勘定	(62)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(64)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(64)
9. 金融機関別預貯金残高	(65)
10. 金融機関別貸出金残高	(66)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
TEL 03 (3233) 7745
FAX 03 (3233) 7794

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2010. 10	39,342,206	5,536,233	22,127,427	674,689	45,347,639	12,635,598	8,347,940	67,005,866
2011. 10	41,988,212	5,227,647	20,359,236	3,469,308	41,235,197	14,765,836	8,104,754	67,575,095
2012. 10	43,534,066	4,807,632	24,014,530	3,809,289	45,156,657	16,040,566	7,349,716	72,356,228
2013. 10	48,709,144	4,258,663	25,458,037	6,591,823	49,259,923	16,485,051	6,089,047	78,425,844
2014. 10	50,971,963	3,769,455	29,389,946	9,638,396	52,056,373	17,153,066	5,283,529	84,131,364
2015. 5	54,040,572	3,501,545	33,895,685	8,070,503	58,774,342	18,850,739	5,742,218	91,437,802
6	54,215,746	3,470,780	35,334,452	10,211,234	58,787,179	18,620,376	5,402,189	93,020,978
7	54,374,193	3,438,644	34,909,927	10,797,213	58,394,802	18,313,798	5,216,951	92,722,764
8	54,359,268	3,406,472	35,611,419	12,516,205	57,686,683	18,395,437	4,778,834	93,377,159
9	54,546,294	3,374,433	38,120,619	12,135,603	60,065,330	18,006,676	5,833,737	96,041,346
10	54,536,406	3,342,266	35,042,809	11,567,755	58,583,961	17,746,573	5,023,192	92,921,481

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2015年10月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	47,525,719	-	432,633	438	141,999	-	48,100,790
水産団体	1,578,898	-	82,468	6	10,719	-	1,672,091
森林団体	1,510	-	4,748	32	106	-	6,396
その他会員	1,736	-	4,081	8	-	-	5,825
会員計	49,107,863	-	523,930	484	152,825	-	49,785,102
会員以外の者計	307,842	57,311	376,412	70,389	3,918,551	20,799	4,751,304
合計	49,415,705	57,311	900,342	70,874	4,071,375	20,799	54,536,406

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 323,179百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2015年10月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系 統 団 体 等	農業団体	51,445	88,531	95,426	-	235,401
	開拓団体	36	11	-	-	47
	水産団体	9,644	4,490	4,756	20	18,910
	森林団体	1,911	4,560	2,224	24	8,719
	その他会員	95	605	20	-	720
	会員小計	63,130	98,197	102,426	44	263,797
	その他系統団体等小計	76,097	17,993	50,135	-	144,224
計	139,227	116,190	152,561	44	408,021	
関連産業	2,648,744	81,844	875,208	2,654	3,608,450	
その他	13,596,985	3,106	130,011	-	13,730,103	
合計	16,384,956	201,140	1,157,780	2,698	17,746,574	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2015. 5	6,138,165	47,902,407	54,040,572	-	3,501,545
6	5,834,675	48,381,071	54,215,746	19,000	3,470,780
7	5,688,751	48,685,442	54,374,193	-	3,438,644
8	5,429,449	48,929,819	54,359,268	-	3,406,472
9	5,418,492	49,127,802	54,546,294	400	3,374,433
10	5,104,060	49,432,346	54,536,406	300	3,342,266
2014. 10	4,733,058	46,238,905	50,971,963	-	3,769,455

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商 品 有 価 証 券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2015. 5	99,055	7,971,448	58,774,342	13,670,751	2,856	-	193,314
6	52,231	10,159,003	58,787,179	13,660,910	528	-	197,779
7	53,290	10,743,923	58,394,802	13,430,861	509	-	196,535
8	83,325	12,432,879	57,686,683	13,130,875	543	-	197,611
9	93,186	12,042,417	60,065,330	13,261,136	516	-	186,158
10	46,226	11,521,528	58,583,961	13,030,883	1,042	-	201,139
2014. 10	47,291	9,591,105	52,056,373	13,163,337	1,076	-	181,953

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2015. 5	58,404,464	57,296,488	1,044,515	882,251	1,802,386
6	59,466,132	58,134,274	1,111,757	885,795	1,802,423
7	59,552,827	58,230,460	1,196,970	885,794	1,801,560
8	59,895,317	58,427,729	1,146,456	885,795	1,802,658
9	59,640,771	58,388,867	1,052,143	895,394	1,802,658
10	59,884,664	58,626,783	1,148,354	895,396	1,801,802
2014. 10	57,643,508	56,380,866	1,154,425	898,044	1,787,228

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	う ち 信 用 借 入 金
2015. 4	30,410,806	63,630,225	94,041,031	499,926	330,959
5	30,211,631	63,850,705	94,062,336	514,077	344,732
6	30,535,626	64,850,167	95,385,793	488,335	319,457
7	29,941,295	65,339,612	95,280,907	502,993	334,028
8	30,292,532	65,409,200	95,701,732	485,971	317,286
9	30,164,304	65,107,042	95,271,346	490,887	318,871
2014. 9	29,103,820	63,984,438	93,088,258	523,599	347,269

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
636,000	2,770,603	3,425,909	27,063,173	91,437,802
627,000	3,689,803	3,425,909	27,572,740	93,020,978
698,000	3,644,089	3,425,909	27,141,929	92,722,764
644,000	3,816,616	3,425,909	27,724,894	93,377,159
445,000	3,440,017	3,471,460	30,763,742	96,041,346
644,000	3,536,600	3,471,460	27,390,449	92,921,481
692,932	3,721,669	3,425,909	21,549,436	84,131,364

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
17,449,876	1,204,097	3,451	18,850,739	922,076	4,817,286	91,437,802
17,176,717	1,242,841	3,038	18,620,376	403,251	4,998,410	93,020,978
16,914,635	1,199,632	2,995	18,313,798	497,282	4,719,160	92,722,764
16,989,519	1,205,519	2,786	18,395,437	443,858	4,334,434	93,377,159
16,619,676	1,198,187	2,653	18,006,676	464,769	5,368,452	96,041,346
16,384,955	1,157,780	2,698	17,746,573	793,520	4,228,631	92,921,481
15,694,343	1,273,959	2,809	17,153,066	562,505	4,719,948	84,131,364

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
55,590	37,308,801	37,261,813	17,000	541,821	17,006,708	6,721,241	1,596,007
59,226	38,277,191	38,228,523	28,000	552,401	17,173,401	6,741,668	1,639,003
59,818	38,493,356	38,445,212	22,000	559,925	17,064,498	6,730,218	1,629,745
59,036	38,831,206	38,779,806	21,000	560,568	17,023,690	6,751,174	1,630,608
57,500	38,773,894	38,710,467	31,000	571,332	16,908,940	6,713,145	1,642,105
57,716	38,922,558	38,878,051	5,000	578,791	16,931,858	6,814,118	1,638,752
53,923	36,536,946	36,461,875	13,000	510,861	16,878,983	6,825,070	1,553,856

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方							報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農) 貸 付 金		
417,162	68,210,913	67,994,016	4,155,731	1,700,436	22,509,302	189,400	681	
396,860	67,920,896	67,690,131	4,283,643	1,815,339	22,614,073	185,948	681	
420,586	69,230,302	68,996,669	4,336,144	1,856,170	22,605,156	186,081	681	
422,464	69,280,329	69,035,663	4,268,059	1,805,562	22,628,939	186,430	681	
422,414	69,711,261	69,465,179	4,170,875	1,722,916	22,626,252	186,673	681	
407,536	69,477,139	69,230,626	4,104,935	1,671,670	22,553,899	187,516	681	
398,353	66,755,985	66,507,929	4,326,642	1,724,860	22,764,503	197,649	697	

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2015. 7	2,266,363	1,606,305	9,423	55,902	16,169	1,695,298	1,675,911	94,917	510,625	
8	2,269,660	1,607,216	10,358	56,040	16,181	1,700,238	1,681,654	93,090	512,597	
9	2,286,562	1,617,833	10,823	53,892	16,008	1,725,190	1,704,838	92,053	506,317	
10	2,334,087	1,650,213	10,823	53,891	16,354	1,769,491	1,751,214	92,033	508,059	
2014. 10	2,273,417	1,596,733	9,025	55,890	15,558	1,662,973	1,641,226	105,399	538,308	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2015. 5	784,842	426,529	98,394	74,436	111,727	5,751	772,281	762,915	400	174,291	9,276	98
6	790,747	429,166	100,438	75,536	111,601	6,810	773,320	765,126	400	176,464	9,233	98
7	784,128	425,342	99,581	74,487	111,712	5,643	769,278	760,740	400	175,552	9,166	98
8	780,748	423,489	100,021	75,052	111,141	5,671	767,799	757,276	400	174,036	9,115	97
2014. 8	806,385	451,332	112,440	85,306	114,896	6,180	777,644	767,888	400	195,168	11,055	118

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
 3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合		
残	2012. 3	881,963	533,670	2,758,508	2,207,560	596,704	1,225,885	177,766		
	2013. 3	896,929	553,388	2,856,615	2,282,459	600,247	1,248,763	182,678		
	2014. 3	915,079	556,085	2,942,030	2,356,986	615,005	1,280,602	186,716		
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>									
	高	2014. 10	934,021	576,435	2,896,361	2,341,394	622,377	1,309,801	191,171	
		11	936,434	578,212	2,953,929	2,365,962	626,967	1,313,620	191,170	
		12	946,390	587,064	2,956,635	2,388,408	634,509	1,327,511	193,152	
		2015. 1	1	941,281	582,316	2,951,235	2,377,662	627,281	1,317,574	192,008
			2	942,761	583,407	2,960,465	2,392,515	630,795	1,324,834	192,985
		3	936,872	580,945	3,067,377	2,432,306	632,560	1,319,433	192,063	
4		940,411	585,402	3,037,089	2,431,828	631,893	1,331,482	193,182		
5		940,623	584,045	3,072,706	2,439,564	633,440	1,330,890	192,688		
6		953,858	594,661	3,051,866	2,449,638	640,636	1,345,198	194,900		
7		952,809	595,528	3,035,946	2,422,471	634,219	1,338,859	194,319		
8	957,018	598,953	3,028,583	2,427,893	634,249	1,344,587	194,767			
9	952,713	596,408	3,056,371	2,424,861	639,031	1,347,370	195,384			
10 P	956,946	598,847	3,024,885	2,422,549	636,223	1,346,851	P 194,984			
前 年 同 月 比 増 減 率	2012. 3	2.8	1.4	0.6	3.9	3.6	2.4	3.3		
	2013. 3	1.7	3.7	3.6	3.4	0.6	1.9	2.8		
	2014. 3	2.0	0.5	3.0	3.3	2.5	2.5	2.2		
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>									
	2014. 10	10	2.0	3.8	2.8	2.7	2.8	2.6	2.4	
		11	2.2	3.9	4.1	3.1	3.1	2.9	2.5	
	12	2.2	4.1	3.8	2.8	2.9	2.8	2.4		
	2015. 1	1	2.3	4.1	3.3	3.4	3.2	3.1	2.5	
		2	2.4	4.2	3.7	3.8	3.4	3.2	2.9	
	3	2.4	4.5	4.3	3.2	2.9	3.0	2.9		
4	2.4	4.4	3.8	3.0	2.5	2.8	2.5			
5	2.4	4.1	5.3	3.6	2.7	3.0	2.4			
6	2.3	3.8	4.4	3.5	2.7	3.0	2.4			
7	2.3	3.6	5.6	3.6	2.2	2.8	2.4			
8	2.2	3.4	5.6	3.0	1.8	2.7	2.1			
9	2.3	3.9	4.0	3.1	2.0	2.7	2.0			
10 P	P 2.5	3.9	4.4	3.5	2.2	2.8	P 2.0			

- (注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
 2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
 3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
 4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残	2012. 3	219,823	53,451	1,741,033	1,613,184	444,428	637,888	94,761	
	2013. 3	215,438	54,086	1,768,869	1,665,845	448,507	636,876	95,740	
	2014. 3	213,500	52,736	1,812,210	1,716,277	457,693	644,792	97,684	
	高	2014. 10	211,602	52,712	1,794,560	1,736,817	458,189	646,682	98,557
		11	211,516	52,317	1,804,001	1,746,335	460,911	649,429	98,793
		12	210,344	52,649	1,817,060	1,767,492	467,258	655,858	99,587
		2015. 1	210,070	52,405	1,804,010	1,764,893	463,907	652,257	99,347
		2	210,123	52,356	1,804,276	1,769,186	464,097	652,728	99,543
		3	209,971	52,083	1,829,432	1,783,053	470,511	658,016	100,052
4		209,144	51,115	1,804,641	1,771,718	464,954	652,934	99,481	
5		210,089	51,252	1,809,069	1,780,588	467,333	655,704	99,680	
6		209,847	51,027	1,824,029	1,783,430	470,963	656,034	99,782	
7		209,997	51,005	1,829,681	1,789,655	470,769	657,631	100,117	
8	209,914	51,206	1,828,012	1,792,171	470,200	658,260	100,281		
9	208,977	50,710	1,840,044	1,804,486	476,688	665,344	101,177		
10 P	209,106	51,753	1,830,203	1,804,201	474,256	664,389	P 101,154		
前 年 同 月 比 増 減 率	2012. 3	△1.5	△0.3	△0.1	2.7	1.7	0.1	0.6	
	2013. 3	△2.0	1.2	1.6	3.3	0.9	△0.2	1.0	
	2014. 3	△0.9	△2.5	2.5	3.0	2.0	1.2	2.0	
	2014. 10	△1.4	△1.7	1.5	3.7	2.9	1.9	2.7	
	11	△1.4	△1.8	1.2	3.6	3.0	2.0	2.6	
	12	△1.5	△1.2	0.9	3.8	3.2	2.0	2.7	
	2015. 1	△1.4	△0.8	0.5	4.1	3.4	2.3	2.8	
	2	△1.4	△0.3	0.7	4.2	3.3	2.4	3.0	
	3	△1.7	△1.2	1.0	3.9	2.8	2.1	2.4	
4	△1.7	△1.2	0.8	4.0	2.9	2.1	2.4		
5	△1.5	△1.4	1.4	3.7	3.1	2.1	2.5		
6	△1.4	△1.0	1.6	3.9	3.6	2.2	2.6		
7	△1.5	△1.2	2.7	3.9	3.6	2.3	2.6		
8	△1.4	△1.4	2.7	3.6	3.1	2.1	2.4		
9	△1.3	△1.4	2.3	3.7	3.2	2.4	2.6		
10 P	△1.2	△1.8	2.0	3.9	3.5	2.7	P 2.6		

(注) 1 表9 (注) に同じ。
 2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
 3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取り組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取り組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取り組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取り組みに少しでも貢献できれば幸いです。

(2015年12月20日現在、掲載情報タイトル2,793件)

- 農中総研では、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）の広報誌やホームページ等に公開されている、東日本大震災に関する情報を受け付けております。
冊子の保存期限の到来、ホームページの更改や公開データ保存容量等、何らかの理由で処分を検討されている情報がありましたら、ご相談ください。

The screenshot shows the homepage of the website. At the top, there is a search bar and navigation links. The main content area features a large heading and a sub-heading, followed by a brief introduction. Below this, there are four main categories: '被災状況' (Disaster Situation), '支援活動' (Support Activities), '復旧・復興への取り組み' (Recovery and Revival Efforts), and '原発関連' (Nuclear Power Related). The bottom of the page includes a footer with contact information and social media links.

URL : <http://www.quake-coop-japan.org/>

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 農林中金総合研究所
FAX 03-3233-7791
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2016年1月号第69巻第1号〈通巻839号〉1月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700

編集TEL 03-3233-7695 FAX 03-3233-7791

URL : <http://www.nochuri.co.jp/>

発行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所

永井印刷工業株式会社